

令和3年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第9号）						
招 集 年 月 日	令和3年9月7日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年9月13日 午前10時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和3年9月13日 午後 4時31分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	5番 橋 本 誠 6番 小 出 高 明					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	副 町 長	加 藤 弘	○	農林振興 課長補佐	鬼 塚 拓 夫	○
	総務課長	山 内 悟	○	〃	吉 武 哲 雄	○
	総 務 課長補佐	溝 口 久 志	○	商工観光 課 長	山 口 和 久	○
	危 機 管 理 監	橋 本 啓 之	○	商工観光 課長補佐	早 田 愛 一 郎	○
	企画政策 課 長	船 津 宏	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	企画政策 課長補佐	沖 松 勝 彦	○	建 設 課長補佐	荒 川 誠 一	○
	財 政 課 長	田 中 伸 明	○	上下水道 課 長	林 敬 一	○
	財 政 課長補佐	坂 本 将 幸	○	上下水道 課長補佐	中 神 啓 介	○
	〃	中 村 光 成	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	農業委員会 課長補佐	橋 本 英 樹	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第9号）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第23号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第24号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1 号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第23号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第24号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
-

午前10時00分 開 会

●議会議務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

日程第1 認定第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

◎議長（徳永 正道君）

●会計課長（土肥 克也君） それでは、最初に令和2年度一般会計歳入歳出決算の総括について御説明いたします。119ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額、147億1,787万4,000円。2、歳出総額、134億8,045万1,000円。3、歳入歳出差引き額、12億3,742万3,000円。このうち、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、（2）繰越し明許費繰越し額2億2,310万8,000円。よって、5、実質収支額は10億1,431万5,000円でございます。なお、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。次のページ、120ページをお願いいたします。このページからは、財産に関する調書でございます。1公有財産の（1）土地及び建物。（2）山林につきましては、後ほど財政課から御説明いたします。123ページをお願いいたします。では、（3）有価証券以下につきまして、決算年度中に増減があったもののみを御説明いたします。（4）出資による権利の出資証券では、1億4,220万251円の増額となっております。これは、あさぎり町水道事業へ9,942万7,251円。あさぎり町下水道事業へ4,277万3,000円の出資を行ったものでございます。次の2物品での3行目の普通車、軽自動車の1台の増は、前年度の廃棄処分により不足する軽トラックを取得し、10行目のラジコン型草払い機及び11行目のバックホウ型草払い機は、それぞれ新たに取得したものです。下から2行目のホイールローダーの1台の減は、老朽化により廃棄

処分を行ったものでございます。次に、3基金には、財政調整基金から奨学基金まで一般会計で保有している9つの基金について記載しております。決算年度中の増減は、運用益7,634万4,583円と、新規積立て5億4,815万9,108円の、計6億2,450万3,691円を積立てて、一方、7億433万1,000円を取崩したことから、前年度末から7,982万7,309円の減となり、決算年度末現在高は91億6,548万7,282円となっております。なお、特別会計を含めた全ての基金の決算年度末現在高は、前年度末から5,029万3,291円減の102億8,290万9,314円となっております。次に、会計課所管分を御説明いたします。20ページにお戻りください。それでは、会計課所管分を御説明いたします。まず、歳入でございます。最下段の目2利子及び配当金では、このページから次に21ページの備考欄に掲げる各基金に一括運用による収益を各基金の1日平均現在高で按分し配分したものを受入れております。なお、特別会計を含めた、決算年度中の運用収益の総額は、8,081万3,530円となっております。次に、22ページをお願いいたします。下から二つ目の目1、町預金利子では、一般資金の預金利子を受入れております。次、24ページをお願いいたします。雑入になります。備考欄の下から10行目。各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から生命保険料等を控除する事務手数料を受入れたものでございます。続きまして、歳出を御説明いたします。31ページをお願いいたします。総務費の一般管理費となります。この目では、節10需用費の消耗品費、323万1,183円のうち、95万5,085円。一つ飛んで、印刷製本費98万3,653円のうち79万6,653円を、会計課で所管しております用度管理分の事務用品費及び封筒印刷費に支出しております。次、33ページをお願いいたします。花壇の目5会計管理費では、会計事務に係る経費を支出しております。主なものといたしましては、会計課職員の人件費のほか、節11役務費及び節13使用料及び賃借料では、現金の入出を管理するネットバンクサービスの使用に係る経費や各種公金の口座振替や金融機関での窓口収納に係る手数料を支出し、次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金では、会計課窓口を設置する指定金融機関、派出所職員に係る人件費負担金を支出しております。以上で、会計課所管分の説明を終わります。

- 総務課長（山内 悟君） 続きまして、総務課所管分を説明いたします。歳入、11ページをお願いいたします。下から2枠目の款12、項1、目1、節1の交通安全対策特別交付金は、交通事故発生件数、人口集中地区人口及び道路改良済み道路延長を指標として配分され、交通安全対策費での交通、道路交通安全施設の設定及び管理の経費に充てたものでございます。次に、12ページをお願いいたします。上から2枠目、款13分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金の節1総務管理費負担金は、熊本地震被災自治体であります益城町に行政支援として派遣した職員の給与を派遣先から受入れたものでございます。この派遣は平成29年度から行っておりますが、令和2年度も継続としておりましたが、令和2年7月豪雨による町の災害復旧事業に職員を充てたため、8月6日をもって派遣を終了しております。16ページをお願いいたします。2枠目の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金の節1消防団設備整備費補助金は、消防団救助能力向上資機材として、投光器や救助艇などの購入費に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。次の節2消防防災施設等整備費補助金は、防火水槽及び消火栓整備に対する補助金です。次に、下から2枠目、項3国庫委託金、目1、節1総務管理費委託金は、自衛隊法に基づく法定受託事業事務として、自衛官の募集事務に必要な経費として交付される委託金で、広報紙への募集内容の掲載、募集事務に係る郵送料などに充てたものでございます。17ページをお願いいたします。下から2枠目、款16県支出金、項2、目1、節1の総務管理費補助金の備考の欄の一つ目の権限移譲交付金は、12の権限移譲事務に対し交付されたものでございます。19ページをお願いいたします。目の欄、下から2枠目の目7、節1の消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等事業補助金は、球磨川水系の流域市町村の水害対策などに対する要する経費に対し、熊本県が10億円の基金を財源として支援する補助金でございます。防災会議の開催や予防的避難、避難所資機材及び備蓄物資の購入の経費に充てたものでございます。21ページをお願いいたします。中ほどの款18寄附金、項1、目1、節1指定寄附金の備考の欄の一行目、消防費寄附

金は、森林管理署から消防団への協力金を受入れたものでございます。23ページをお願いいたします。款21諸収入、項4、目3、節1雑入では、備考の欄の1行目のコピー使用料から電話使用料、4行飛びまして、雇用保険個人負担金から、自販機手数料を除きまして、災害対策費用保険金までが、総務課所管でございます。最下段の行で災害対策費用保険金は平成30年度から加入した団体保険であり、災害警戒における避難勧告等の発令に要した費用に対する保険金を収入したものでございます。25ページをお願いいたします。款22、項1町債、目1総務債、節3調査建設事業債は、第2庁舎整備事業費の基本計画基本設計及び地質調査業務委託を行った事業債でございます。26ページをお願いします。上から3枠目、目5消防債、節1消防施設整備事業債は、防火水槽2基の新設、並びに消火栓9基の更新等を行った事業債でございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出を説明いたします。28ページをお願いいたします。まず人件費につきまして全会計分で説明申し上げます。令和2年度の常勤職員数は、特別職3名、一般職180名、再任用職員8名であり、常勤職員に係る人件費の総額は、15億3,032万9,775円でございます。前年度に比較し、258万3,769円の減となったものでございます。主な要因といたしましては、共済費負担金の引下げや人事院勧告による期末手当0.05月引下げなどでございます。それでは、歳出の主なものにつきまして、款1議会費から説明いたします。款1議会費では、議会運営に要した経費で前年度と比較しますと、約950万円程度の減となっております。これは令和2年4月の町議会議員選挙におきまして、議員定数の改定により16人から14人になったことが主な要因でございます。29ページをお願いいたします。次に、款2総務費、項1、目1一般管理費では、行政区に関する経費、町長副町長、総務課職員の人件費、また職員の研修や福祉事業、入札契約事務などに支出したものであり、令和元年度に比較して1,962万2,089円の減となったものでございます。これは先ほどの人件費でも申し上げました、共済費負担金の引下げや期末手当の引下げなどが主に減となったことによるものでございます。31ページをお願いいたします。節12委託料の主なものとしましては、備考の欄の中ほどの区長業務委託料は、52地区の区長との業務委託料でございます。また、その下、契約管理システムに係る委託料を支出しております。節17備品購入費は、契約管理システム用サーバー機器を購入したものでございます。32ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金は、主なものとして、上段で郡町村会負担金や中ほどで区運営助成金を支出しております。目2文書管理費では、文書、例規及び情報管理に要する経費を支出したものであり、文書発送のための配達職員の報酬と人件費、配達職員によることの出来ない文書の郵送料、例規を管理するための例規データベース並びに官報ネット等使用料、またペーパーレス会議システムの年間使用料を支出したものでございます。次に、34ページをお願いいたします。目6財産管理費では、総務課分と財政課所管分がございまして、総務課分としましては、主に庁舎管理などに係る経費に対し支出したものでございます。主なものでは、35ページをお願いいたします。節12委託料で、備考の欄の中ほどの設計委託料は、本庁舎外壁改修工事設計業務委託などでございます。次に、36ページをお願いいたします。節17備品購入費は、総務課分としましては、コロナ感染対策として、アクリル板や総合窓口の番号発券機などを購入したものでございます。次に、38ページをお願いします。下壇の目9支所費は、支所運営に要した経常経費を支出したものでございます。39ページをお願いいたします。それから2段目、目10公平委員会費は、地方公務員法に基づき本庁の公平委員会事務を熊本県人事委員会に委託する委託料を支出したものでございます。次の目11交通安全対策費では、節12委託料で、交通指導員52名の業務委託料。節14工事請負費では、カーブミラーや区画線を設置し歳入で説明いたしました交通安全対策特別交付金を充当したものでございます。最下段の目12防犯対策費では、防犯灯の管理及び設置並びに防犯カメラの管理に係る経費を支出したものでございます。40ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の令和2年度における防犯灯設置助成金は、下里区の2基の設置に対し助成金を交付したものでございます。次の目13諸費では、備考欄に記載する各負担金を支出したものでございます。次に、42ページをお願いいたします。中ほどの目21庁舎建設費、節12委託料では、第2庁舎建設のための地質調査と基本計画及び基本設計の

委託料を支出したものでございます。次に、47ページをお願いいたします。項4選挙費、目1選挙管理委員会費は委員会運営のため、毎年度経常的に支出する経費でございます。次の目2選挙啓発費も、毎年度経常的に支出するものでございます。次の目3町議会議員一般選挙費は、町議選挙に係る費用を支出したものでございます。昨年の4月の26日に選挙を行っております。50ページをお願いいたします。中ほどの項6監査委員費は、監査委員会の運営経費を支出したものでございます。次に、大きくページが飛びますが、93ページをお願いいたします。93ページ、中ほどの款8消防費、項1、目1の消防総務費では、備考の欄に記載する各負担金を支出したものであります。ほぼ前年度並みの負担金でございます。次に、項2非常備消防費では、団長以下615名の消防団員に対する報酬並びに消防水防活動の出動及び式典訓練に参加した延べ4,293名に対する出動手当や担当職員の時間外勤務手当、消防団員の被服、装備品、消防用及び消火栓用ホースの購入等、消防団活動に要する経費を支出したものでございます。94ページをお願いします。節17備品購入費では、消防用ホースや投光器などの購入を行ったものでございます。次に、目3消防施設費では、消防詰所の維持管理経費に加え、防火水槽2基の工事請負費や消防詰所2ヶ所の解体に係る工事請負費を支出したものでございます。95ページをお願いいたします。最上段、節18負担金補助及び交付金では、消火栓更新などに係る負担金を支出したものでございます。その下、目4防災管理費では、防災体制や応急対応に係る経費を支出したものでございます。令和元年度と比較しますと、4,189万8,873円の増となっておりますが、主な要因としましては、昨年7月の豪雨災害による職員の時間外手当や昨年8月より着任いただいております危機管理監に係る人件費また備品購入などが増の原因要因となっております。主に球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用し、年次計画に基づく防災機能の整備を行ったもので、節10需用費では、防災備蓄用のマスクや下着セットなどの消耗品や防災マップなどの印刷製本費などに支出したものでございます。節11役務費では、災害対策に要した費用を補填する災害対策費用保険料を支出したものでございます。次に、96ページをお願いいたします。節17備品購入費では、主なものとしましては、災害時大型水のうや防災用倉庫の購入などに支出したものでございます。節21補償補填及び賠償金の損害賠償金は、須恵川瀬地区にリースで設置しておりました排水ポンプの発電機が令和2年7月豪雨で損害を受けたことによる損害賠償金でございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。それでは、企画政策課所管分について歳入から説明をいたします。15ページをお願いいたします。1番上の欄、目1総務費国庫補助金の節2社会保障税番号システム整備補助金でございますが、これにつきましては、マイナンバー制度に係る電算関係のシステム改修に係る補助金となっております。その下の節3特別定額給付金給付事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国の施策として、全国民に一律10万円を給付する事業の補助金です。事業の内容は、歳出のほうで説明をいたします。その下の節5地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、影響を受けている地方公共団体が地域の実情に応じて、必要な事業を実施するための補助金です。次に、17ページをお願いします。下から項2の県補助金、中ほど下のほうになりますけれども、目1総務費県補助金の説明欄2行目になりますけれども、生活交通維持活性化総合交付金につきましては、地方バスの運行に対する県からの補助金です。説明欄のその下土地利用規制等対策費交付金につきましては、1万平米以上の取引があった場合の手続事務に関する交付金であります。次に20ページをお願いします。上から3段目の欄になりますが、目1総務費県委託金の節1統計調査費委託金です。説明欄に記載、備考欄に記載のとおり、各統計調査に対する委託金であります。下のほう、下から3段目の目1財産貸付け収入の節2その他普通財産貸付け収入の備考欄、下の行ですが、光ファイバー貸付け収入です。本庁で整備しました光ファイバー網を民間事業者に貸付けております。その貸付け収入分であります。21ページをお願いします。中ほどの欄、目2物品売払収入の、このうち8万6,475円ですが、難視聴世帯に対し、地上デジタルの再送信を行っておりますけれども、その機器を一旦町のほうで購入し、該当者の方に払下げておりまし

て、その機器の7台分の販売代金となります。その下の欄で、目1指定寄附金でございますが、備考欄の2段目のふるさと寄附金2億3,049万6,698円。1万9,688件分を収入しております。令和元年度からしますと、7,487万9,000円ほどの増額となっております。コロナ感染症の影響での巣籠もり需要が増えたこと、豪雨災害での返礼品なしの支援金分があったことなどが増加の原因と見ております。次に22ページをお願いします。上から2段目の目3ふるさと基金繰入金につきましては、ふるさと寄附でいただいた寄附金について積立てたものを繰入れし、その目的に応じた支出をしております。24ページをお願いします。雑入です。上から2行目の広報誌等送料は、町外で広報紙を購読されておられる方の送料をいただいております。その下の広告掲載料は、広告誌への広告掲載分、その下の光ファイバー貸付収入過年度分につきましては、一昨年度の消費税増税に伴う調整額を収入しております。その下のスマートインターチェンジ協議会負担金返還金は、令和元年度の協議会繰越金から、事務費、経常経費と令和元年度分の負担金を残し、各市町村に返還があったものを受入れております。その下のくま川鉄道再生協議会派遣職員人件費、負担金につきましては、くま川鉄道再生協議会へ派遣された職員の人件費のうち、あさぎり町以外の旧市町村からの負担金です。次、32ページをお願いします。ここから歳出になります。主なものにつきまして説明いたします。このページの下の方目3文書広報費でございますが、備考欄の下から3行目になりますけれども、印刷製本費は毎月発行しております広報あさぎりの印刷費で、36ページをお願いします。中ほどの目7企画振興費の節1報酬につきましては、まちづくり審議会委員さんの報酬になります。37ページに進みまして、中ほどの節13使用料及び賃借料のバス借上料は、昨年豪雨災害時に、高校生の通学確保のため、2日間臨時の代替バスを町で借り上げたものです。その下の節18、負担金補助及び交付金で、各種協議会の負担金補助金等を支出しております。備考欄の4行目にあります地方バス運行等特別対策補助金は、前年度より216万9,000円減少しております。下にいきまして、くま川鉄道経営安定化補助金につきましては、これも前年度より173万8,000円減少しております。下から2番目になりますけれども、3番目か、くま川鉄道再生協議会負担金は、くま川鉄道再生のため熊本県と関係10市町村で結成された協議会の負担金です。その下、新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行継続支援負担金につきましては、くま川鉄道に対する10市町村での新型コロナ臨時交付金での支援負担金分です。下の行の電子計算費に移りまして、38ページをお願いいたします。上から、節の4枠目になります節12委託料ですが、1番上の電算システム改修委託料につきましては、番号制度に関する総合システム改修費用となります。節13電算機器使用料は、職員が使っておりますシンクライアント、そのほかサーバー機器等の使用料です。節17備品購入費は、中間サーバープラットフォーム関連機器のメーカーサポート終了に伴う更新費用、健康管理システム用ノートPCの購入費、コロナ臨時交付金を活用したテレワークリモートワーク環境整備の費用となります。その下、節18の負担金補助及び交付金につきましては、自治体中間サーバープラットフォーム利用負担金ですが、マイナンバー関係の中間サーバーセンターが西日本と東日本にありまして、その中間サーバーが、ここを通して情報がやりとりされておりますその分の負担金となります。40ページをお願いします。中ほどの目14基金費です。ふるさと基金積立金につきましては、ふるさと納税をしていただいた寄附金と預金利子を積立てております。下の枠の目15地域情報通信基盤整備推進事業費です。IP告知システムの保守、それから地上デジタル再送信設備の保守、光ファイバーケーブルの保守等を行っております。下から2枠目の節12委託料につきましては、光ファイバー設備保守委託料は、地上デジタル再送信設備の保守委託費用、あさぎり光の遠隔保守、IP告知放送設備の保守分となります。41ページをお願いします。上から3枠目の目17ふるさと寄附対策費です。ふるさと寄附に係る経費となっております。節7報償費でふるさと寄附御礼品につきましては寄附の3割分程度となっております。下にいきまして節12の委託料でふるさと寄附特産品発送業務委託料は、ふるさと振興社へ寄附額の9%の手数料を支払う。それから、ふるさと寄附申込み受付や一括代行業務委託料は、ふるさと寄附の入り口であります。各ポータルサイト、ふるさとチョイス、さとふる、楽天などへの委託料であります。下に行きまして目18地方創生費につきまして

は、まち・ひと・しごとづくり推進会議を予定しておりましたが、２年度中は開催がなく、支出がゼロとなっております。その下の目１９地域おこし協力隊費につきましても、募集事務が企画政策課となっておりますが、２年度中の支出はあっておりません。次、４２ページをお願いします。上から２番目の目２０総合戦略費につきましては、総合戦略室の事業執行に伴う支出分です。下のほうの枠、目２２特別定額給付金給付事業費につきましては、全国民に一律１０万円を給付する国の事業で、あさぎり町は５，９３８世帯に９．７１％の給付を行っておりまして、給付総額は１５億１，１９０万円となっております。４３ページをお願いします。中ほどの枠、目２３生活応援給付金給付事業費につきましては、国の地方創生臨時交付金の中で取り組んだ事業の一つで、令和２年度中には２回の給付を行っております。２回の換金額合計は１億４，８１９万４，０００円となっております。４８ページをお願いします。４８ページの中ほどから、項５の統計調査費、５０ページにかけて、各種統計調査に係る経費、調査員報酬、消耗品等を支出しております。令和２年度は国勢調査があったため、目３の国勢調査費で５７０万４，０００円程度の支出がっております。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、財政課所管分につきまして、御説明申し上げます。９ページをお願いいたします。まず歳入になります。最下段の款２地方譲与税ですが、これは国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものでございます。次のページをお願いいたします。まず１番上の地方揮発油譲与税、それからその下の自動車重量譲与税は、市町村道の延長及び面積により按分し交付されたものです。次の地方道路譲与税につきましては、本年度の受入れはございません。次の森林環境譲与税は、私有林人工面積、林業従業者数及び人口により按分し交付されたものです。次の利子割交付金とその下の配当割交付金、またその下の株式等譲渡所得割交付金、これにつきましてはいずれも県に納められた納付額に対し、９９％を乗じて得た額の５分の３を個人県民税の額で按分し交付されたものです。次の法人事業税交付金は、法人事業税の一部を法人税割額に応じて交付されたものです。次の地方消費税交付金ですが、次の１１ページをお願いいたします。この消費税交付金は、県に納付された地方税の地方消費税の２分の１に相当する額を人口及び事業所統計の従業者数により按分し交付されたものです。その下のゴルフ場利用税交付金は、県に納付された本町に所在するゴルフ場利用税の１０分の７に相当する額を交付されたものです。その下の環境性能割交付金は、市町村道の延長及び面積により按分し交付されたものです。次の地方特例交付金は、恒久減税の影響により地方税が減収となった分を補填するため、減収補填特例交付金として交付されたものです。次の地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては、前年度交付額より８，７４７万１，０００円の増。特別交付税につきましては、２億７，６２７万３，０００円の増となっております。増額の主な要因としましては、昨年７月豪雨災害に伴うものとなっております。次の１２ページをお願いいたします。款１４使用料及び手数料、項１、目１、節１行政財産使用料は、旧庁舎の使用料及び行政財産の目的外使用許可に伴う使用料として受入れたものです。次に２０ページをお願いいたします。款１７財産収入、目１、失礼しました項１、目１、節１土地建物貸付け収入では、普通財産の賃貸借契約に基づく貸付け収入を受入れております。その下の節２その他普通財産貸付け収入、備考欄の物品貸付け収入は、町で使用していない物品の貸付けに伴う収入分でございます。次の２１ページをお願いいたします。項２財産売払い収入、目１、節１、土地建物売払い収入では、並木元団地跡地、分譲地３筆分と、未利用地、３筆分の土地売払い代金を受入れたものでございます。次の款１８寄附金、目２一般寄附金は、３件の寄附について受入れたものです。次に最下段の款１９繰入金、目１財政調整基金繰入金は、予算措置額を繰入れたものでございます。次の２２ページをお願いいたします。款２０繰越金は、前年度繰越金及び繰越明許分の繰越金でございます。次の２３ページをお願いいたします。目３雑入になります。備考欄の３行目の管内図代、それから一つ飛びまして市町村振興協会市町村交付金、その下の市町村振興協会市町村振興事業補助金、この二つにつきましては、宝くじの収益金から交付されたものでございます。２つ飛びまして、施設光熱水費は、施設の貸付けに伴う

電気代及び上下水道料相当分として受入れたものです。1つ飛びまして公有建物災害共済金、また1つ飛びまして公有自動車損害共済金、それから次のページをお願いいたします。1番上の予算書代が、財政課所管分として受入れたものでございます。次の25ページをお願いいたします。款22町債の目1総務債、節1臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源が不足する場合に、地方債に振替られるもので、その償還額につきましては、後年度の普通交付税で全額措置されるものでございます。その下の節2総務施設除却事業債は、旧稚蚕飼育所解体工事設計業務委託及び椿坂教職員住宅北側貸付け住宅解体工事の財源として、合併特例債を活用したものでございます。1つ飛んで、節4減収補てん債は、新型コロナウイルスの影響による減収分に対して借入れたものでございます。次の26ページをお願いいたします。目9災害復旧債、節3その他公共施設・公用施設災害復旧事業債の総務施設災害復旧事業債は旧東庁舎北側駐車場法面復旧工事に関わる起債として借入れたものです。次の27ページをお願いいたします。節6歳入欠かん債は、7月豪雨災害に伴う個人住民税及び固定資産税の減免分に対して借入れたものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出につきまして、主なものを説明いたします。33ページをお願いいたします。款2総務費の目4財政管理費ですが、節12委託料の財務諸表作成支援業務委託料は、公会計に関わる財務書類の作成支援業務として、またその下の固定資産台帳システム保守委託料は、固定資産台帳の異動情報を固定資産台帳管理システムに反映し、財務書類の補助簿となるデーターの作成支援業務として支出したものでございます。次の34ページをお願いいたします。目6財産管理費の財政課所管分としましては、旧庁舎ほかその他普通財産、また公用車の維持管理に伴う経費を支出しております。主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。節12委託料、備考欄の上から二つ目、公衆トイレ清掃委託料は、町内36ヶ所の公衆トイレの清掃業務の委託料として、またその下の財産管理作業委託料は、財政課所管施設の除草作業等に関わる経費を支出しております。それから下から二つ目、不動産鑑定委託料は、旧岡原中学校賃貸借契約の更新に伴い、貸付料設定に必要な鑑定委託をお願いしたものでございます。次の36ページをお願いいたします。節14工事請負費では、西の迫法面復旧工事並木元団地跡地整備工事、椿坂職員住宅北側貸付け住宅解体工事、旧須恵中学校高圧受電設備改修工事分を支出しております。次の節16公有財産購入費では、川辺川水利事業に伴い、国が取得し整備をしました旧鍋山調整池予定地の購入費として支出をしております。次の節17備品購入費の公用車購入費は、公用車の更新に伴い軽自動車4台、文書配達用原付バイク1台を購入したものでございます。次に40ページをお願いいたします。目14基金費の備考欄の上から3つ目、公共施設整備基金積立金は、基金の運用収入と土地売却収入分の積立て、その下の財政調整基金積立金は、基金の運用収入と前年度繰越金の2分の1を積立てたものでございます。次に117ページをお願いいたします。1番上の目1総務施設災害復旧費、節12委託料では旧東庁舎北側駐車場法面災害復旧工事に伴う測量設計委託料を支出しております。その下の節14工事請負費につきましては、翌年度繰越しとなりまして4月に竣工をしております。次の公債費ですが、目1元金、目2利子、いずれも長期債に伴う元利償還金でございます。次の予備費ですが、4,659万7,000円の予備費充用を行っておりまして、そのうち3,818万円が7月豪雨災害対応に要したものでございます。以上で歳出の説明を終わります。続きまして、財産に関する調書につきまして御説明申し上げます。120ページをお願いいたします。財産に関する調書の行政財産分でございます。決算年度中に増減があったものについて御説明をいたします。まず、表の左側の土地ですが、公共用財産のその他の施設、2,608.77平米の増は、あさぎり駅前駐車場用地の取得によるもの。その下の山林、16万4,210.53平米の増は、旧鍋山調整池予定地の取得分、2万2,410.53平米、それから分収林から直営林に移動した保安林分、14万1,800平米でございます。次に建物ですが、まず木造につきまして、その他の行政機関の消防施設57.33平米の減は、消防詰所1棟分の解体、その下の公営住宅80.94平米の減は、竹野団地及び永北団地それぞれ1棟の解体、その下のその他の施設16平米の増は、ふれあい福祉センター分の錯誤調整でございます。次に非木造ですが、公共用財産のその他の施設、377.36平米の減は、深田保健センターの用途廃止に伴う普通財産への移動分、403平

米とふれあい福祉センターの錯誤調整分25.64平米となっております。次のページをお願いいたします。次に普通財産分でございます。こちら増減があった分について御説明を申し上げます。まず土地につきまして、山林1,700平米の増は、分収林から直営林に移動した一般山林分、その下の雑種地、63平米の減は、未利用地の売却によるもの。その下の宅地、1,395.94平米の減は、並木元団地跡地分譲地3筆分の売却によるものでございます。次に建物ですが、木造につきましては増減ございません。非木造の宅地、403平米の増は、行政財産から普通財産に移動した保健センター分となっております。なおこの保健センターの解体、保健センターは解体をしておりますが、繰越し事業のため、面積の減につきましては次年度決算での計上となるものでございます。以上が、行政財産及び普通財産に関するものでございまして、次のページ、次のページが、この行政財産と普通財産を合計した総括表となっております。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは、農業委員会所管分の令和2年度決算について説明いたします。まず歳入から行います。14ページをお願いいたします。目4農林水産手数料の節1農業費手数料の備考欄の2段目、耕作証明等手数料ですが、159件分の収入となります。次に、18ページをお願いいたします。下から2段目、節1農業委員会補助金の備考欄1段目の農業委員会交付金ですが、農業委員会が、農地法などに定められた業務を行う経費で、農業委員会等に関する法律において、農業委員会の活動を支援するために交付されるものです。その下の機構集積支援事業補助金ですが、これは、農地の利用状況調査や農地の権利移動等の状況把握及び委員や職員の研修費等に使用されるものです。その下の農地利用最適化交付金ですが、こちらは、農業委員が農地利用最適化に取り組む事業に対して支払われる交付金で、農業委員報酬の能率給分として充てております。また、その下の国有農地管理处分事業事務取扱交付金ですが、町内にある国有農地等の管理及び処分に関する事務に対して支払われる交付金で、事務費に充てております。次に、23ページをお願いいたします。上段の目1農林水産費受託事業収入の節1農業委員会受託事業収入のうち、備考欄1段目の農業者年金受託事業収入ですが、これは農業者年金基金から委託を受けて、農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されるものです。その下の農業公社受託事業収入ですが、熊本県農業公社から委託を行う農地売買等業務に対して交付されるものです。最後に、24ページをお願いいたします。こちらは雑入で、下から9段目の情報活動交付金ですが、これは全国農業新聞の普及活動のための交付金です。次に、歳出に移ります。70ページをお願いいたします。中ほど、目1農業委員会費です。職員の人件費に係る分は説明を省略させていただきます。節1報酬の1段目、農業委員報酬につきましては、農業委員26人分の年報酬分です。その下の農業委員候補者評価委員報酬は、6人分の評価委員報酬です。次の会計年度任用職員報酬と節3職員手当等の最下段、会計年度任用職員期末手当とその下、節4共済費の社会保険料は、会計年度任用職員2名分で、農地の相談受付業務を初め、土地利用状況調査、農地パトロール時の資料作成や調査後の集計、また農地中間管理事業等の事務補助を行っていただいております。節8旅費の費用弁償につきましては、農業委員の総会や農地売買契約の立会い、農地パトロール等における費用弁償の分です。次の71ページをお願いします。節11役務費の2段目、遊休農地調査手数料は、8月農地利用状況調査の手数料になります。節12委託料の1段目、農地台帳システム保守委託料は、台帳システムの保守委託料です。2段目、繰越分の農地台帳システム移行手数料につきましては、新システムに農地台帳のデータの取り込み作業等で繰越した委託料になります。節13使用料及び賃借料の1段目、農政業務支援システム使用料は、農地の地図情報システムソフトの使用料です。2段目の農地台帳システム使用料は、台帳システム賃貸借使用料になります。節18備品購入費は、調査等のために使用するためのデジタルカメラの購入費です。次に、目2農業者年金事務事業委託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり、農業者年金基金から委託を受けて行っている事業に対する人件費等になります。以上で農業委員会分の令和2年度決算における説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、農林振興課所管分の御説明を申し上げます。歳入になります。

11ページをお願いいたします。最下段、目1農林水産業費分担金になります。町営土地改良事業受益者分担金につきましては、平成29年度、平成30年度に実施されました事業6件分の分担金になります。12ページをお願いいたします。最上段の農地等災害復旧費分担金につきましては、令和2年7月豪雨による激甚災害4件分の農家分、その下、令和元年度の繰越し分の分担金になります。次に、13ページをお願いいたします。上段の目4農林水産使用料の農業施設使用料ですが、農林振興課で所管をしておりますもみじ館、定住促進センター、農村女性の家、畜産センターの52万5,632円と、菓草加工場の使用料355万5,000円となっております。14ページをお願いいたします。目4農林水産手数料、節1農業手数料の農業振興地域証明手数料は、62件分の手数料となっております。また、節2林業手数料は、町有林への入山申請をされた47件分の入山手数料となっております。16ページをお願いいたします。中ほどの目7災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は、7件の委託料分を受入れたものになります。また農地等災害復旧費補助金は、査定設計委託に伴う補助金を受入れたもの。その下は、令和元年度分の工事繰越し分の補助金を受入れたものになります。18ページをお願いいたします。最下段の目4農林水産事業費県補助金の節2農業費補助金になります。まず、農業制度資金利子補給費補助金で14件分となります。19ページをお願いいたします。最上段の中山間地域等直接支払制度推進補助金は、中山間の事務費分の補助金となります。次の中山間地域等直接支払交付金は、交付金支払い額の国、県合わせた4分の3を受入れたものです。次の農業次世代人材投資事業補助金は、合計18名が対象となっていてところです。次の経営所得安定対策推進事業補助金は、あさぎり町地域再生協議会へ交付した経営所得安定対策に係る事務補助金となります。次の多面的機能支払制度推進補助金は、多面的機能の事務費の補助金になります。また多面的機能支払交付金につきましては、交付金支払い額の国県分4分の3を受入れたものになります。次の環境保全型農業直接支払推進費補助金は、事務費分の補助金となります。次の環境保全型農業直接支払い交付金は、化学肥料、化学合成農薬の使用を県の緩行レベルから、原則5割以上低減する取組と併せ、緑肥の作付、堆肥の施用、有機農業等のいずれかを行う取組に対しての交付金となります。次の水田産地化総合推進事業費補助金は、主要主食用米生産状況状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策の調整などの事務補助金となります。また土地利用型農業支援事業補助金は、米を中心とした土地利用型農業で、中山間地域において支援される県の補助金、2分の1を受入れたものになります。次の担い手づくり支援交付金事業助成金は、融資主体型の事業となり、地域担い手の持続性、収益力の向上を図るため必要となる農業用機械等の導入を支援するための事業で、担い手育成支援タイプに1件の申請、補助額10分の3を受入れたものになります。次の農業農村整備事業推進交付金は、永才地区の排水路改修事業における補助金を受入れたものです。次の強い農業・担い手づくり総合支援事業は、令和2年7月豪雨に伴い被災した農業用機械設備の復旧に対し、国県の補助金を受入れたものになります。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨により、農家が借入れた資金に対し、県から保証料補助金を受入れたものになります。また担い手確保経営強化支援事業補助金は、令和元年度からの繰越し事業であり意欲的な取組により、経営の発展を図ろうとする担い手が融資を活用し農業機械等の導入を図ることで、支援を受けるもので、事業費の2分

の1を受入れたものになります。次に、節3林業費補助金になります。有害鳥獣駆除補助金につきましては、鹿、イノシシ、猿の駆除分で、国の鳥獣被害防止対策推進交付金の519万1,000円と熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金の66万9,000円を受入れたものです。次の造林事業補助金は、下刈り、間伐等に対する補助金で、令和元年度繰越し補正造林事業補助金と令和2年度現年造林事業補助金を受入れたものです。また間伐等森林整備促進対策事業補助金は、森林資源の充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、県が策定した体質強化計画に基づき原木を安定的に供給する目的で、108.67ヘクタールの間伐を実施し受入れたものになります。次の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、タケノコや竹の新たな需要に対応するため意欲ある生産者の体制整備を支援し、竹資源の利用拡大、竹林の荒廃化の防止、減少を図ることを目的として、未整備の竹林を整備してタケノコ生産につながる補助金となります。20ページをお願いいたします。中ほどの目2農林水産事業費県補助金、節1農業費委託金の国営事業継続地区推進調査委託金は、国営川辺川事業の地区推進調査費として、県からの委託金を受入れたものになります。21ページをお願いいたします。中ほどの項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節2その他不動産売払収入は、素材生産の売払い収入で、間伐108.67分の流木の売払いの収入となります。また、次の目2物品売払収入は、有機センターのホイールローダーの売却益となります。22ページをお願いいたします。また、上から4段目の目5林業振興基金繰入金は、林業従事者に対しあさぎり町林業振興基金を活用した事業で、林業振興基金事業補助金交付要綱に基づき特用林産施設や林業従事者育成事業などの申請に対し事業を実施したものになります。次に最下段の目1農林水産費受託事業収入。23ページをお願いいたします。上段の節2農業費受託事業収入は、農地中間管理機構から事務を受託しておりますが、農林振興課の事務費分は、コロナの影響で実施出来なかったことによりまして、農業委員会の事務費、人件費のみとして受入れたものになります。次に、雑入になります。24ページをお願いいたします。上から7行目、薬草加工場光熱水費は、あさぎり薬草合同会社が使用する加工場の電気使用料を受入れたものになります。また森林組合事業奨励金は、球磨中央森林組合の町村ごとの組合利用実績により交付されるものです。また森林保険保険料返還金は、契約時の樹種及び林例の錯誤により、平成27年度及び28年度分の過誤納金を受入れたものになります。それから、森林保険保険金及び保険料払戻金は、平成30年9月の台風被害における須恵地区日栗の保険料、等を受入れたものです。また城南地区家畜自衛防疫推進協議会推進費につきましては、熊本県の家畜自衛防疫協議会から町が実施した牛の注射頭数により推進費として受入れたものになります。26ページをお願いいたします。町債で、下段の目9災害復旧債、節2農林水産施設災害復旧事業債は、令和2年7月豪雨による農地や林業施設に関する起債となります。続きまして、41ページをお願いいたします。歳出になります。目19地域おこし協力隊費ですが、一昨年の12月から活動をいただいている農林振興課所管の1名分につきまして、42ページにかけまして、人件費と活動の経費となります。72ページをお願いいたします。目3農業総務費です。主に職員の人件費を計上しているところです。また、節18負担金補助及び交付金につきましては、農業振興を図るため県郡市における協議会等の負担金となっております。次に、目4農業振興費になります。節7報償費は、上段の報償費は農業経営診断分析結果に係る外部有識者との意見交換時の謝礼金と毎年実施しておりますが、タバコ支部大会における町長表彰時の副賞金となります。次の農業次世代人材投資事業サポート謝金は、認定新規就農者の審査に対し町内2名の方へ、2名の担い手農家へサポート員として参加いただいたものになります。73ページをお願いいたします。節11役務費は、役場本庁舎横正面横のTPP関連の看板を撤去したものになります。次に節12委託料は、農業経営診断委託料として、町内29の農家を対象に診断したものになります。次の節17備品購入費は、町支援センターに対し貸し付けるためラジコン型草刈り機とバックホウ型草刈り機を購入したものになります。また、節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興連絡協議会負担金については、JAと連携し農業振興を図ったものになります。次の制度資金利子補給費補助金につきましては、14件の農家の方が対象となったものです。次の農業共済掛金補助金は、350件の農家へ助成を実施したところです。また、有機農業推進補助

金につきましては、有機センターの堆肥購入と土壌分析の補助金で3分の1の支援をしております、11団体305件へ助成したところです。次の農業振興事業補助金につきましては、町単独の農業施設機械整備補助金として、個人と団体を合わせ18件、1,236万3,000円と大豆の作付に係る種子代とライスセンター利用料の2分の1を助成した大豆産部会への補助金となります。次の獣害対策事業補助金につきましては、電気さく等の設置に対する補助金で5件の申請でした。次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者への補助金として、個人10名、夫婦4件の計18名が対象となっているところです。農業支援センター運営費補助金は、産業活性化基金等を活用し、農業支援センターの運営費としたものになります。次の新型コロナウイルス感染症対策農林業経営持続化補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した農業を営む事業者へ事業の継続を支援するための補助金で、71件の事業者へ支出したのになります。また新型コロナウイルス感染症対策肥育農家経営支援補助金は、同じく新型コロナの影響で販売価格が下落した肉用牛肥育経営者に対し、牛マルキン制度の発動対象となった牛1頭に対し、その差額分の2分の1を補助したのになります。次の農作物災害見舞金につきましては、令和2年7月豪雨において、農作物に被害を受けた農家に対し支援を行ったもので、72件の農家に対し支出をいたしましたのになります。次の強い農業担い手作り総合支援交付金は、歳入で説明をいたしました令和2年7月豪雨に伴い、被災した農業用機械設備の復旧に対し、国県の補助金を支出したのになります。次の農業制度資金保証料助成費補助金につきましても、歳入で説明をいたしました新型コロナウイルス感染症や、令和2年7月豪雨により農家が借入れた資金に対し県からの保証料補助金を7件分の7件の農家分として支出したのになります。次の産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、JAが主体となりライスセンターの改修を行ったものに対する補助となります。次に、目5農業経営基盤強化促進対策事業費になります。節18負担金補助及び交付金の認定農業者協議会への補助金で、会員238名、14名の役員で活動をされているところです。また、74ページをお願いいたします。上段の認定農業者女性の会につきましては、会員44名や役員7名で運営をされているところです。次に、担い手づくり支援交付事業助成金につきましては、歳入で説明をいたしました担い手育成支援タイプで採択された1件の農家が、コンバインを導入するされたものに対し支出したのになります。また担い手確保経営強化支援事業は、これについても令和元年度からの繰越し事業でありまして、2件の農家がGPS付トラクターなどを導入されたものに対し支出されたものしたものとなります。次に、目6農業後継者育成指導費になります。節7報償費及び節10需用費と、節11役務費につきましましては、令和2年度から実施した、あさ中農業体験ラボの経費に要したものとなります。次の節12学童農園委託料ですが、学童農園につきましてはJAの青壮年部へそれぞれ小学校区ごとに委託しているものになります。次に節18負担金補助及び交付金の女性農業農業者女性の会補助金は、自らの資質の向上や地域農業の発展を目的といたしまして、各種研修会への参加や中学生への卒業記念品の贈呈や景観作物の作付などを幅広く活動されておりますが、23名の会員となっております。次に、目7農業生産総合対策事業費になります。令和2年度の事業実績がありませんでしたので、支出はゼロとなっております。次に、目8水田農業経営確立対策事業費になります。節1報酬と節9旅費の水田営農推進協議会委員報酬、費用弁償につきましましては全体会を開催した分と、水田現地確認等の経費となっております。節18負担金補助及び交付金の地域再生協議会補助金は、歳入で経営所得安定対策推進事業費補助金として、受入れたものを協議会へ事務費として支出しているものになります。また収入減少影響緩和対策利子補給費補助金は、25の集落営農組織がならし対策で加入するために、その加入金をJAより一時借入れし利息分を助成するものとなります。また、その下需要適合生産推進事業費補助金は、歳入で説明した水田産地化総合推進事業費補助金44万2,000円のうち、20万円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興などの調整などの事務費となります。次の土地利用型農業を支援事業補助金は、1件の団体から乾田自家撒き関連の機械導入要望があり県補助金を支出したのになります。次に目9農業施設管理費の節10需用費、それから75ページをお願いいたします。節11役務費につきましましては、農林振興課で管

理をしております農業用施設15ヶ所、農村公園12か所と薬草加工場の分の経費となります。次に、節12委託料ですが、トイレ清掃委託料から清掃委託料、それから6行目の除草清掃委託料につきましては、町内の農業施設や農村公園の管理委託料となります。また、5行目の設計委託料につきましては、もみじ館トイレの改修に伴う設計委託料となります。なお、工事につきましては本年度で実施をしているところです。また農産加工センター指定管理委託料は、ふるさと振興社へお願いしているものになります。次の天子の水公園管理委託料は、令和元年度に発足しました天子の水公園を守る会へ、除草や植栽作業などを委託したのになります。それから、岡原農産物処理加工施設指定管理委託料は、岡原やったろ会へ指定管理としてお願いをしているものになります。次の冷蔵庫等保守点検業務委託料は、あさぎり町の農産加工センターに設置しました冷凍ユニットの保守業務委託料となります。それから、節13使用料及び賃借料の土地借上料は、天子の水公園の土地借上料となります。また冷蔵庫リース料は、深田ふれあい市場に設置しております。冷蔵ショーケースのリース料となります。節14工事請負費は、あさぎり薬草合同会社における給水引込みにおける工事費となります。節15原材料費は、天子の水公園の植え替え用苗代、植え替え用花菖蒲の苗代となります。また、節17備品購入費は、農村女性の家の取替えに係るエアコンを購入したものです。続きまして目10畜産事業費、節7の報償費は、各品評会や共進会へ出品いただく報償費となります。また、統計調査畜産統計謝金は、毎年2月に実施される畜産統計調査を畜産専門員へお願いしたものになります。76ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、2行目の畜産振興協会補助金につきましては、町の畜産協会への助成金となります。また、4行目の畜産振興事業補助金につきましては、優良家畜導入保留促進事業に925万円。悪臭や病害、害虫対策などの環境対策費として、110万6,000円。それからヘルパー事業として、126万4,000円を支出をいたしております。家畜伝染病防疫対策補助金は資材分として、25万8,000円を交付したのになります。それから、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金は、令和元年度からの繰越しで、取り組まれた1件の畜産農家に対する補助金になります。次に、目11農地中間管理事業費、次の目12につきましては、新型コロナの影響等もあり、支出はございませんでした。次に目13中山間地域等直接支払制度事業費になります。節1報酬と節8旅費で中山間地域等直接支払い制度推進協議会委員の会議及び現地確認に伴う報酬及び費用弁償を計上しておりますが、年3回開催したものになります。節18負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1を支出し協定に基づき、40集落へ集落へ支出したものです。次に、目14多面的機能支払制度事業費ですが、77ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、多面的機能支払交付金農地維持、資源向上・共同とそれから資源向上・長寿命化の交付金につきましては、全65組織分をあさぎり町広域協定へ取りまとめ事業を行うもので、国が2分の1、県4分の1、町が4分の1を支出するものです。それから現地確認支援システム負担金は、土地改良団体連合会のモデル事業として、平成29年度から農地の確認をタブレット端末により行っているものとなります。次の目15環境保全型農業直接支払制度事業費は、歳入で説明をいたしました化学肥料等を低減する取組み面積に対して交付されるもので、実績として14件の活動に対し交付金を支出したものです。次に目16農地費になります。節10需用費の修繕料は、主に令和2年7月豪雨に関する配水量や集水桝、農道等、農業用施設の修繕になります。節13使用料及び賃借料は、同じく令和2年7月豪雨等による土砂撤去や法面補修に係る機械借上料です。節14工事請負費ですが、永才地区の排水路と皆越地区の用水路の改修工事分となります。節15原材料費につきましては、令和2年7月豪雨等により被災か所等へ対応した原材料費、原材料代となります。次に節18負担金補助及び交付金です。土地改良事業団体連合会負担金につきましては、一般賦課金、特別賦課金、農道を台帳管理賦課金になります。また、土地改良区負担金は、百太郎溝、幸野溝、中球磨土地改良区、上村土地改良区の各土地改良区への負担金を支出したものです。次に基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金になります。百太郎溝土地改良区が県営かんがい排水事業に取り組むもので、あさぎり町対象事業費の10%を負担するものです。78ページをお願いいたします。上段の熊本県農業農村事業推進

交付金は、土地改良区が団体営農業農村整備事業に取り組んだものに対し、事業費の20%を町村が負担したことになります。また、土地改良区負担金につきましては令和2年7月豪雨に伴う各土地改良区の土砂しゅんせつに係る経費を補助したことになります。次に、目17川辺川土地改良事業費になります。節7報償費ですが、国営川辺川土地改良事業における地区実証圃場の調査費となります。それから、節13使用料及び賃借料の水源調査用地借上料は、農政局が加茂団地の水源を確保するため掘削を行ったものでありますが、県営事業における須恵深田地区での利用の継続が続いて検討が続いておりまして、その分の土地の借り上げ料となります。節18負担金補助及び交付金ですが、川辺川土地改良区運営費補助金につきましては、関係6市町村で負担しているものになります。また国営造成団地畑地かんがい緊急対策補助金につきましては、造成団地の井戸ポンプ電気料の補助を行ったものになります。79ページをお願いいたします。林業費になります。目1林業総務費は、担当職員の人件費になります。80ページをお願いいたします。節12委託料の町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合へ町有林の監視や維持管理などを委託しておりますが、9名が従事されているものです。次に林地台帳システム保守委託料は、森林法の改正により一部改正により平成30年度に導入したシステムの保守を行ったものです。次の出生祝い用木製贈答品制作委託料と金婚式夫婦表彰時表彰状額縁製作委託料は、森林環境譲与税を財源として事業を実施、製品を作成したのになります。また節13使用料及び賃借料は、町有林アクセスのため皆越地区八ヶ峰の作業道用地借上料になります。節15原材料費は、寺池公民館建設に伴い地域産材を支給したのになります。節18負担金補助及び交付金は、各協議会などへの会費や負担金となっております。下から4行目の緑の少年団補助金につきましては、上小学校、岡原小学校、須恵小学校の3校分となります。また球磨中央林業活性化協議会負担金は、平成30年度から令和2年度までの3か年スマート林業構築実践事業を管内4市町村と森林組合等で組織し管内の森林について、航空レーザー測量を実施解析を行い、伐採や作業道開設の省力化や需給のマッチングなどによる流通システムの簡略化によるコストダウンを図るため、関係市町村と森林組合で、10万円ずつ負担しながら、引き続き協議会の運営を行っているものになります。次に南陵高校林業活動総合支援事業は、森林環境譲与税を活用し、南陵高校2年生を対象とした林業活動につきまして、技能講習や鳥獣害対策の大型囲いなどの経費に支出をしたものになります。次に、目2林業振興費です。節18負担金補助及び交付金の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、1件の法人が事業主体となって、町内1ヶ所、合計0.86ヘクタールの竹林整備と簡易作業道150メートルの設置を行ったもので、歳入受入れ額と同額を事業主体へ支出をいたしております。また椎茸生産促進事業補助金は、種駒購入に対しまして事業費の2分の1の補助をしておりますが、4件の農家へ交付したのになります。また林業活性化推進事業負担金は、林業木材産業の活性化を推進するためポッポ館での親子木工イベント等は、コロナの影響で中止になりましたが、熊本県伝統工芸館で手仕事展を行い、手工芸の手作りの意欲向上とつくり手の意欲向上とあざざり町のPRを行っておるところです。次の特用林産物施設化推進事業補助金は、特用加工流通安定生産施設整備等、施設等整備のため2件の林業者の方が竹払い機、竹粉碎チップを導入されたものに対し補助を行ったものになります。また林業従事者育成促進事業費事業補助金は、林業従事者が個人で使用するチェーンソーや刈り払い機の林業機械を導入する経費につきまして、補助率2分の1で支援するもので、4件の林業従事者へ交付したのになります。81ページをお願いいたします。目3公有林整備事業費です。節12役務費の組合手数料は、森林組合への素材生産造林委託料の5%となっております。また市場手数料は、素材生産収入の6%と植積料となっております。次の森林国営保険料は、町有林282.37ヘクタール分の掛金となります。節13委託料で素材生産委託料は間伐8件を森林組合へ運搬販売を委託したものです。次の造林委託料は、同様に間伐108.67ヘクタール、下刈り15.75ヘクタール、造林事業人工造林4.02ヘクタール、特殊地控え4.22ヘクタールなど、森林組合に委託したものです。節13使用料及び賃借料は、令和2年7月豪雨で被災した林道の土砂撤去や倒木除去などのため、機械を借り上げ山林監視員にて復旧を行ったものになります。節16公有財産購入費は、柳別府地区12.91ヘクタール、それから麓

地区2ヘクタールの分収林を買上げたものになります。次に、目4林道維持費、節10需用費の修繕料は、林道施設である林道路肩や排水路等の比較的軽微なものの修繕を行ったものになります。また、節13使用料及び賃借料の機械借上料は、各林道町内44路線の法面路面補修、清掃等で機械をリースしたもので、昨年7月豪雨等により被災したものに對し、41件の機械の借り上げを行ったものになります。節15原材料費は、それに付随する大型土のうや横断工などになります。次に、目5鳥獣被害防止事業費になります。節11役務費の保険料は、自治体が設置するわなに対する保険料となります。また、節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に5隊ある捕獲隊へ運営補助金として各隊10万円を補助したものです。次の有害鳥獣被害防止対策協議会補助金は、協議会の運営費、箱わな等の購入や餌付けストップなどの研修会を実施し、侵入防止柵などの設置を行うための補助金となります。次に82ページをお願いします。有害鳥獣捕獲補助金ですが、令和2年度の実績としまして鹿880頭、イノシシ145頭、サル13頭、カラス350羽、アナグマ50頭を捕獲しております。目1水産業総務費で、球磨川漁協稚魚放流事業委託料は、球磨川漁協の協力のもと毎年あさぎり町内の小河川6ヶ所にヤマメの稚魚3万6,000匹を放流しているものになります。次に115ページをお願いします。災害復旧費になります。下段の目1農地等災害復旧費の節10需用費の修繕料は、昨年7月豪雨等により農業施設等の比較的軽微な補修や修繕を行ったものになります。また節12委託料ですが、昨年7月豪雨により被災したものに對し、災害復旧として土改連等へ設計を委託したのになります。節14工事請負費につきましては、昨年度分は繰越しておりますが前年度からの繰越した1ヶ所の災害復旧工事分となります。次に、目2林業施設災害復旧費の節12委託料についても、昨年7月豪雨により被災したものに對し災害復旧として、5ヶ所分の設計を委託したのになります。節14の工事請負費については、本年度へ繰越しをして実施をいたしているところです。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。歳入から説明いたします。12ページになります。中ほどになります。目5、節1、人吉球磨観光地域づくり協議会が実施しました事業に對し、ふるさと市町村圏から一部負担として受入れたものになります。13ページをお願いいたします。3段目、目5備考の商工施設使用料は、ポッポ館利用の使用料になりますが、延べ233団体、5,593人の利用があっております。15ページをお願いいたします。下から2段目、目4、節1備考の、山村活性化支援交付金は、山村振興法に基づき指定されました山村の活性化に向けた取組を支援する交付金で、農林水産省の管轄になりますが、ふるさと振興社の販路開拓強化事業で、商品開発、ネット販売、販路開拓を支援しております。19ページをお願いいたします。2段目、目5、節1備考の消費者行政活性化事業費補助金は、広域で取り組んでおります人吉市へ、消費生活センターに負担金として納めている分を県より補助をいただいております。21ページをお願いいたします。1枠目、目2備考の6行目、産業活性化基金の利子分として受入れた分になります。22ページをお願いいたします。3段目、目4この基金の使途につきましては、農業支援センター運営費1,837万2,000円。商工業振興補助金に800万円を充てております。同じく5段目、目6公共施設整備基金繰入金は歳出で説明します駅前東側駐車場用地取得の財源繰入金となります。24ページをお願いいたします。雑入で備考の中ほどになりますが、まず、商工コミュニティーセンター電気料、ポッポ館内に、JA、くま川鉄道が入っておりますので、面積の按分により、電気料を負担していただいております。その下、人吉球磨観光地域づくり協議会へあさぎり町から派遣した職員の人件費等を人吉市を除く8町村から負担金として受入れたものです。その下、駅前東側駐車場契約保証金返還金は、令和2年度で用地を取得したことにより、保証金が必要でなくなったため返還していただき、受入れたものとなっております。その下、商店街駐車場管理運営剰余金は、商工会で駐車場を管理いただいております、利用料金から維持管理費を差し引いた金額を剰余金として町に納入いただいております。26ページをお願いいたします。2段目、目3、節1商工施設整備事業債は、商工コミュニティーセンター改修工事に過疎債を充てております。次は歳出とな

ります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。

◎議長（徳永 正道君） 歳出は午後からお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますが、ここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは、歳入の御説明をいたします。40ページをお願いいたします。3枠目、目14、節24備考の5行目、産業活性化基金は、先ほど説明しました歳入の利子分を積立てております。少し飛びまして、82ページをお願いいたします。2枠目、款6、項1、目1中ほどの節10備考の印刷製本費は、新型コロナウイルス感染対策の飲食店へ配布しましたポスター等の作成分となります。二つ下になります節12委託料で、備考の土地鑑定委託料は、駅前東側駐車場用地取得のための委託料で、その下、学生応援プロジェクト委託料は、大学生等が行動自粛により里帰り等ができなくなりましたので、地元物産を送った事業で、109件の実績でした。その下、節16公有財産購入費は、駅前東側を取得したものになります。その下、節17備品購入費は、町内の飲食店等へ配布するための非接触型温度計購入や幸福駅売店に電動自転車9台を購入したものです。いずれもコロナ対策推進交付金を利用しております。83ページをお願いいたします。節18備考の4行目、住宅リフォーム等補助金は、82件の申請があり、うち新築が4件につきまして補助金を交付しております。その二つ下、販路開拓強化事業補助金につきましては、山村活性化支援交付金を活用しまして、ふるさと振興社へ交付しているものです。次に、三つ下のおまけつき商品券発行事業補助金で、20%のプレミアム商品券として販売し、加盟店138店舗の御協力により実施しております。二つ下で、商工業振興補助金で事業開始2年目となりますが、62件の申請があり補助金を交付しております。その下、新型コロナウイルス感染症関連商工業制度利子補給補助金は、延べ63件の申請があり補助金を交付しております。その下、新型コロナウイルス感染対策商工業経営持続化補助金は、上限30万円で、延べ376件の申請があり補助金を交付しております。その下、雇用調整助成金等申請費用補助金は、上限10万円で、3件の申請があり補助金を交付しております。その下、飲食店等感染拡大防止対策補助金では、飲食店へ座席数等に応じて補助金を設定いたしまして、感染拡大の対策を講じていただくために補助金として交付しております。60件の申請をいただいております。2枠目、目2、節10備考2行目、電気料は、ポッポ一館内の電気料のほか商店街街路灯、駐輪場中央広場の街路灯を含めた電気料となります。その2段下、節12委託料で、一行目、工事監理委託料は、ポッポ一館改修工事監理委託料で、その下施設管理委託料は、ポッポ一館の夜間休日祝日の施設管理をシルバー人材へ委託しているものです。次のページをお願いいたします。3段目、節14工事請負費は、ポッポ一館改修工事で、主に空調2階大広間間仕切り、一部耐震化、トイレの改修を行っております。その下、節17備品購入費は、消火器を設置しておりますが、耐用年数により更新を行っております。2枠目、項2、目2観光費、節10、備考2行目印刷製本費は、観光パンフレットやリーフレットの作成費用、その下、電気料、水道料、修繕料は、おかどめ幸福駅やビハ公園、薬師、秋時の観光施設で支出したものになります。最下段、節12委託料で、備考の1行目、遊具保守点検委託料は、ビハ公園、遊具の点検で、その下、おかどめ幸福駅売店指定管理委託料と、5行目のビハ公園キャンプ場指定管理委託料は、指定管理料として支払っておりますが、今回は、コロナにより収入減となりましたので、変更委託料も含んでおります。次のページをお願いいたします。1枠

目の1段目、節17備品購入費は、幸福販売店に設置しました冷蔵、音響設備を購入しております。その下、節18備考の5行目と7行目は、人吉球磨観光地域づくり協議会で事業を行った分の市町村負担金や令和元年度に錦町、多良木町から派遣されておりました職員の負担金となります。2段目、目2、節12委託料の花づくり管理作業委託料は、シルバー人材に委託しているものです。2枠目、項3、目1、節1、並びに節3並びに節4、節8につきましては、節8の備考の費用弁償は、定住対策として1人の会計年度職員を雇用しております。次のページをお願いいたします。1枠目、4段目の節19で、5行目定住促進奨励補助金は、あさぎり町に新しく住まわれて新築もしくは中古住宅を購入され、定住された方が対象となる補助金で、40歳未満が1件、40歳以上が3件、4件の申請がされ交付した補助金となります。以上で、商工観光課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございますが、目の1段目、目2土木費分担金、節1砂防費分担金につきましては、急傾斜地崩壊防止対策としまして、崖崩れ対策事業の実施に対しての受益者の分担金になりますが、令和3年度に繰越して事業を実施するということから、未収入となっております。次の13ページをお願いします。目の3段目、目6土木使用料、節1住宅使用料につきましては、町営住宅使用料及び浄化槽使用料として現年度分と過年度分を受入れております。令和2年度の住宅使用料の徴収率としましては、現年度が99.7%で、前年度より3.5%徴収率が上がっておりまして、収入未済額1,424万6,436円のうち、住宅使用料につきましては、現年度分が23万2,900円の8件分、過年度分が1,396万9,436円の延べ151件分となります。15ページをお願いいたします。目の最下欄、目5、土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金で、住宅建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、耐震診断5件に対する補助金になります。収入未済額につきましては、耐震改修工事の補助金を令和3年度に繰越して受け入れるものとなります。次の16ページをお願いいたします。備考の1番上段になりますが、大規模盛土造成地変動予測調査事業補助金につきましては、町で調査を実施しておりますので、それに対して補助金を受けるものです。次の節2、道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、舗装補修、橋梁補修事業に伴う補助金でありまして、収入未済額につきましては、令和3年度への繰越しによるものです。節3住宅費補助金につきましては、二子団地の改修工事に伴う補助金となります。目の2段目、目7災害復旧費補助金。節2公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、町道及び河川の災害復旧事業に伴う補助金ではありますが、収入未済額では失礼しました。収入済額では、設計委託と工事費の前払い金の実質相当分について受入れておりまして、工事の繰越し分につきましては収入未済額となります。次の17ページをお願いいたします。目の1段目、目3土木費国庫委託金、節1土木費委託金につきましては、球磨川における排水樋門の操作管理に係る委託金になります。19ページをお願いいたします。目の2段目、目6土木費県補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震改修工事に伴う補助金になりますが、令和3年度に繰越して受け入れるものです。節2河川費補助金につきましては、崖崩れ対策事業に伴う補助金になりますが、令和3年度に繰越して受け入れるものです。20ページをお願いいたします。目の2段目、目2、農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金につきましては、備考の2行目になりますが、清願寺ダムの管理経費として県から受入れております。次の目3、土木費県委託金、節1、河川費委託金につきましては、県管理河川の護岸の雑草処理の委託金として受入れております。24ページをお願いいたします。雑入でございますが、17行目で県工事負担金精算金につきましては、令和元年度に支出しておりました県工事に係る負担金におきまして工事が繰越して実施されましたことから、令和2年度に事業費が確定したということで、負担金の精算としまして差額分を受入れております。次の行で、平成30年度公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金につきましては、令和元年度に繰越して実施しました工事が増額となりましたので、事業費確定後に精算として補助金の差額分を受入れております。26ページをお願いいたします。目の2段目、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良や舗

装補修事業等の財源として、過疎債及び合併特例債を活用して借入れたものになります。なお、予算と収入済額の差額分につきましては、令和3年度に繰越して借り入れるものです。節2河川債につきましては、町管理河川のしゅんせつに要する費用の財源としまして、緊急しゅんせつ推進事業債を活用して借り入れるものでございますが、こちらもほとんどが令和3年度に繰越しての借入れとなります。目の5段目、目7、農林水産業債、節1、農村地域防災減災事業債につきましては、清願寺ダム防災事業におきます負担金の財源として借入れたものです。目の最下段、目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債につきましては、道路と河川における災害復旧事業の財源として借入れておりますが、こちらもほとんどが令和3年度に繰越しての借入れとなります。78ページをお願いいたします。歳入についてでございますが、目18清願寺ダム管理費につきましては、ダム管理に要する費用でありまして、主なものとしましては、次のページでございますが、節12委託料で、機械設備の保守点検や清掃、観測業務の費用、それから節18負担金補助及び交付金で、清願寺ダム防災事業負担金としまして、堆積土砂撤去に関する事業費7,000万円の6%420万円。それから清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金としまして、昨年7月豪雨で堆積しました流木と土砂の撤去になりますが、令和2年度では、流木の撤去における負担金としまして、事業費8,000万円の0.1%、8万円を支出しております。86ページをお願いいたします。目1土木総務費につきまして、次のページをお願いいたします。節12委託料につきましては、大規模盛土造成地に指定されている箇所の変動予測調査を行っています。節18負担金補助及び交付金につきましては、耐震診断5件分の補助金になります。耐震改修の工事2件について繰越しとしております。目2環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働に伴う支出でございますが、地域住民の皆さんの御協力によりまして、13地区で18件の事業実施によりまして、生活環境の改善に取り組んでいただいております。主な支出としましては、節13使用料及び賃借料で、道路整備や消防区伐採に伴う機械借上料、それから節15、原材料費で、道路舗装に要する生コンやごみステーション改修に伴う材料費になります。次に、目1道路橋梁総務費につきまして、節12委託料で、令和元年度にございました道路改良等で、道路幅員に変更が生じている路線についての道路台帳の補正を行っております。節18負担金補助金及び交付金の3行目、県工事負担金につきましては、単県事業として実施されました国道の側溝整備に伴う負担金になります。次の目2道路維持費につきまして、節10需用費で、次の88ページになります。3行目で、修繕料としまして主に昨年の7月豪雨での被災か所の修繕になりますが、町道の路肩や法面の補修を行ったものです。節12委託料の設計委託料につきましては、配水路や法面の改良における測量設計としまして委託を行ったものです。道路維持委託料につきましては、除草業務として、建設業者、シルバー人材センターに委託したものです。調査設計委託料につきましては、橋梁の定期点検を行ったものとなります。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員10名の派遣に要するものです。繰越し明許における地質調査委託料につきましては、立野線の法面の崩落対策の基礎調査としまして、ボーリング調査と変動観測調査を行ったものになります。翌年度への繰越しとしまして国の補正予算で年度末に追加としました道路の安全対策のための測量設計になります。節13使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、主に昨年7月豪雨によるものですが、町道への封土の土砂撤去などで緊急を要しましたことで、予備費から充用しております。仮設材リース料につきましては、皆越地区での道路崩壊か所を応急的に普及し、敷き鉄板を設置したものです。節14工事請負費につきましては、交付金を活用して行いました舗装工事5件のほか、単独の事業として、舗装補修、防護さく設置、歩道改良、側溝改修の工事を行っております。翌年度への繰越しとしまして、法面の改良と共用補修、国の予算、補正予算で追加しました舗装補修になります。節15原材料費につきましては、舗装補修用合材、側溝の蓋など道路補修のための資材を購入したものです。節16公有財産購入費につきましては、今井地区の集落道を拡幅するもので、排水路の改修工事に伴う用地として取得しておりまして、一部を繰越しとしております。節17備品購入費につきましては、チェーンソー3台を購入したものです。節21、補償補填及び賠償金につきましては、今井地区の集落道路の用地取得に伴いまして、支障となる家屋の移転補償を行ったものです。

次の８９ページをお願いいたします。目３道路新設改良費につきまして、節１２、委託料ですが、今井中学校線の設計と薬師堂線の補償観点の委託になります。節１４工事請負費につきましては、江島田頭川線、天神２７号線、天神９号線の改良工事でありまして、翌年度への繰越しとしまして、免田百太郎線の改良工事になります。節１６公有財産購入費につきましては、免田百太郎線の用地取得でありまして、翌年度への繰越しとしましては、薬師堂線の用地になります。節２１補償補填及び賠償金につきましては、前年度からの繰越しで、薬師堂線と須恵深田線の移転補償でありまして、翌年度への繰越しとしましては薬師堂線における補償になります。次の目４道路改良費につきまして、次の９０ページをお願いいたします。節１２委託料につきまして前年度からの繰越しで古町永才線の設計を行っております。翌年度への繰越しとしましては、黒田古町線と岡留、失礼しました。岡原免田線の設計になります。節１４工事請負費につきましては、交付金事業での古町永才線の歩道整備ですが、前払い金のみを支出を行っておりまして、残りの分は翌年度への繰越しとなります。節１６公有財産購入費につきましては、翌年度への繰越しとなりますが、古町永才線と黒田古町線の歩道整備分です。節２１補償補填及び賠償金につきましても翌年度への繰越しとしまして、古町永才線の用地取得に伴う補償となります。次に、目１河川総務費につきまして、節１２委託料で、樋管操作員委託料としまして、球磨川の樋管１９ヶ所の管理を委託しております。県管理除草委託料につきましては、県管理河川７河川の除草となります。水門操作委託料につきましては、田頭川の川放水路の水門の管理委託です。調査作成委託料につきましては、岡本川の河川改修が行われた際に、未登記となっているところの用地測量を行ったものです。節１３使用料及び賃借料につきましては、昨年７月の豪雨によるもので、流木の撤去などに係る機械借上料となります。次の目２河川改修費の節１４工事請負費につきましては、町が管理します準用河川の土砂のしゅんせつを行うものですが、繰越し事業として前払い金のみを支出しております。次の目３、砂防費につきましては、崖崩れ対策事業としまして、深田西地区で法面改良を行うものですが、節１２委託料、節１４工事請負費ともに翌年度への繰越しとなります。次の９１ページをお願いします。目１公園費につきましては、岡留公園、向町親水公園、中島親水公園の管理に要した支出となります。節１３使用料及び賃借料につきましては、昨年７月豪雨により中島親水公園に土砂が堆積したことから、土砂撤去のための機械を借り上げております。節１７備品購入費につきましては、草刈り機１台と刈払機１台を購入したものです。次の目１住宅管理費におきましては、町営住宅の管理に要した費用となりますが、次の９２ページをお願いいたします。節１０需用費の５行目になりますが、修繕料につきましては、住宅の壁や床、水回りの修繕などで、経年劣化による修繕を行ったものです。節１１役務費の５行目で建物災害保険料につきましては、町営住宅の火災保険の掛金となります。節１２委託料の２行目で浄化槽管理委託料につきましては、４団地分の保守点検の費用となります。次の目２住宅建設費につきまして、次の９３ページをお願いいたします。節１２委託料の設計委託料につきましては、丸尾２団地と星原団地の改修のための設計を行っております。管理委託料につきましては、二子団地と新堀之内団地の改修工事におけるものです。町営住宅長寿命化計画策定委託料につきましては、平成２６年３月にあさぎり町営住宅長寿命化計画を作成しておりますが、これまでの修繕への取組や、活用計画の長期的な視点のもとで、長寿命化計画の見直しを行ったものです。節１４工事請負費につきましては、二子団地と新堀之内団地の改修工事、それから竹野団地と永北団地、各１棟の解体を行ったものです。１１６ページをお願いいたします。目１公共土木施設災害復旧費につきましては、昨年の７月豪雨での災害復旧に関するものです。節３職員手当等につきましては、災害復旧事業を決定するための査定を受けておりますが、その対応に要した時間外勤務手当になります。節１２委託料につきましては、河川９件、道路７件の測量設計の委託を発注しております。繰越しとしまして、河川の流木等の撤去業務を行っております。節１３使用料及び賃借料につきましては、河川へ堆積した土砂を撤去するために機械を借り上げたものです。節１４工事請負費につきましては、河川２１件、道路１５件の災害復旧工事となりますが、そのうち河川１３件、道路１４件の発注を終えまして、支出額としましては、前払い金のみを支出になります。残りを翌年度への繰越しとしております。繰越し明許の工事につきましては、河川

に係る1件分となります。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、上下水道課所管分について御説明いたします。まず、歳入でございます。15ページをお願いいたします。下のほうの目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金でございますが、浄化槽を設置された個人に対し、国県町それぞれ3分の1ずつ負担し、浄化槽設置の補助を交付しておりますが、その国庫補助金分を受入れたものでございます。18ページをお願いいたします。中ほどの目3、衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置事業費補助金につきましては、先ほどの国庫補助金と同様、個人が設置した浄化槽に対し、交付する県補助金分を受入れたものでございます。次に、歳出でございます。66ページをお願いいたします。目3保健、環境保全費の続きで、節の中ほどの節18負担金補助及び交付金の説明の2番目、浄化槽設置整備事業補助金は、個人が設置された浄化槽5基に対し、トイレの改修費等の補助金を加えて交付したものでございます。節18の説明の最下段の合併浄化槽維持管理費補助金については、下水道処理区域外の合併浄化槽設置の御家庭に対し、下水道使用料相当額と合併浄化槽維持管理費の差額を補助したものでございます。個人が273件、1件平均2万7,000円。昨年度から公民分館も補助対象としまして、6区の分館に平均約5万3,000円の補助金を交付しております。次に、70ページをお願いいたします。上段の目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業特別会計補助金ですが、水道事業の収益的収入の財源としまして、総務省通知の公営企業繰出基準相当額を繰り出したものでございます。節23、投資及び出資金は、水道事業特別会計の資本的収入の財源としまして、主に、起債の償還元金や、建設事業費の財源の一部として繰り出したものでございます。93ページをお願いいたします。中ほどの目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業特別会計補助金は、収益的収入の財源としまして、主に、総務省通知による公営企業繰出基準相当額を繰り出したものでございます。次の節23、投資及び出資金、下水道事業特別会計出資金は、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や、建設改良費の財源の一部として繰り出したものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで、まだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は会計課分です。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。1点1点質問をいたします。出資金のことで、いいですね。出資金毎年ですね同じ額、大名建設株式会社、金額800万円。この出資金が、毎年上げてありますけども、この価格の考え方をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい出資金といたしまして今議員からお尋ねの分は毎年記載しております所有しておりますので、記載しておりますが、その価格につきましてはやはり購入価格で記載しているところがございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） うん。わかりますけども、価格が著しく下落した場合といいますか。その評価額がですね、そういった時には一般的には評価額を抑えて下落した時価の価格を上げるというのが本当じゃないかという考え方が一般的ではないかと思います。いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい。まず、先ほどの答弁のお答えの中で、私購入という説明をいたしましたが出資しておる額でございます。よって、その時出資をした額で記載するのが適正であると考えております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい。えーとですねいろいろな会計のやり書き方もあると思います。しかしながらですねこの著しく下落というのが、大体評価額で購入という言葉を使っているんですかね。１番初めの価格を半分から下回った場合、こういった時にはその評価額を上げるというのが本当じゃないかと思うわけですか。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい。現在のところのこの財産調書に記載する額につきましては、やはり出資した額、これはほかの債権等も同様でございます。その時の購入した価格をもって記載しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。会計課分他にございませんか。小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい。会計課か財政課か今悩んでるんですが、ひとまずここでお尋ねします。今回の決算が翌年度繰越金はかなり高くなってきております。これもいろいろな諸事情があると思いますが、結果として先日の令和３年度の補正でその分の積立てをするという形になってきておりますし、また財調からの積立て、令和２年度の決算の前の段階、決算の見込みがある程度年度途中になった時に、こういう状況が見えてくるのではないかと思うんですよね。どっかタイミングで、その段階での財調基金の積立て、あるいは特定目的の積立て等の御検討はなされなかったのか。もしこれはすみません。財政課の担当であればまた後ほど財政課のときで結構ですが、一応その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい会計課といたしましては日々の出納業務を行っているところでございまして、やはり歳計現金の管理を行っております。今回、この収支に関する調書のとおりの繰越しが出ております。これにつきまして、この決算書を調整する前に、内部での協議を行ったというものは会計管理者、会計課としてはございません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ないですかね。次は、総務課分です。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（８番 山口 和幸君） はい。８番山口です。それでは先だつての監査意見書の中で、両監査委員にお尋ねしておきました件でございますが、分限懲戒の処分のことに関してお尋ねをいたします。実は今行政を取り巻く環境がもう日々こう変化していくという時代の中では、やはり監査の重要性をよく言われます。そういう状況下にあるというふうに思っているわけでありますが、そういう意味で先だつても説明、質問申し上げたところでございますが、実は両監査委員からの答弁の中で、分限懲戒処分に対する町の指針については、存じ上げていないというような返事だったというふうに思いました。少しく、心配をしたところではございますが、ではそういう事例が、Ｒ２からＲ３にかけてありましたかという質問をいたしました時にも、何ら報告を受けてないということでありました。そういうことがありましたのでここで総務課長にお尋ねいたしますが、それを町としての指針を定めてあるのか定めてないのか。そして、Ｒ２からＲ３にかけてそういう事例はあったのかなかったのか、それだけ明快にお答えください。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。議員、お尋ねの件でございますが、あさぎり町職員懲戒処分の指針というのが、平成１８年の１２月１日で施行をしており、指針を作成をしております。それから、令和２年度の懲戒処分の事例案件でございますが、懲戒処分としましては、令和２年度は１件１人の処分者がございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（８番 山口 和幸君） へえ。監査委員さんのお答えは、指針については存じ上げておらんということと、事例の報告はなかったということでもあります。そしてその総務課長の答弁では、指針は１８年に策定していると。それからＲ２には１件あったということでもあります。私もここをとにかく言うんではあり

ませんので事前に申し上げておきますが、いわゆる、こういう分限懲戒等の処分についてはですね、やはり職員の身分とか、いろんな部分でもデリケートな問題がありますので、その内容についてとやかく申し上げるつもりも今のところはありません。そこちょっと理解をしておいていただきたいんですが、なぜ今回こういうことを申し上げるかっていうのは、やはり心配をいたします。今日は後で出てくるでありましょう下水道の賦課漏れ等々が1,000万近く出ましたよね。それのその後にも出てる部分も含めたところの報告も今回ついております。それから先だっの福祉関係でのいわゆる失念事項等々、そういったこと等々いろんなことがあっていってですね、やっぱり職員の何て言いますかね。もういろんな意味でつらい思いをさせる部分があってはいけないと思うことなんで、それを全体で考えると、10年ぐらいになると思うんですけど、私が議選の監査員をしている時に、月足監査委員が税務署上りの月足監査委員と一緒にさせていただきましたが、月足さんは国政調査官と国税調査官として大変素晴らしい知識と経験をお持ちの方でありました。私もいささかの行政経験がありましたので、2人でいろいろと知恵を出しながら監査にあたったことを思い出しますが、その時に2件実は下水道の賦課漏れとそれから公金を現課で管理する。そして切手も管理するということがありました。特に切手の問題につきましては、当時ここにもいらっしゃいますが、小谷議員が総務課長でございましたので、大変御苦労をかけたことを思い出しますが、下水道の賦課漏れの時に早く見つけていればこんなことにならなかったんだろうなということがありました。だから、やはり上司の方は、やはり目配り、気配りしっかりしておかないと、やはり後でこれだけのことになってからそれに処理にかかるっていうのは、本当に膨大なエネルギーがかかります。特に下水道の賦課漏れは、担当課もですね結局もう收拾がつかなくなってる。もうこれだけですかって聞いてもまた出てくる。それ今だに出てくることになってます。切ってももうどれだけを預かってどれだけ処理したかわからないというようなこともありましたので、今回あえてさせていただくのは、言いたいのは、監査委員さんにですねやはり早めに報告をすることが大事だと思うんですよね。そうすることが、やはり職員を守ることもつながっていくんで、今回報告があつてないことがいいことなのか悪いことなんてことはここで私はいろんなこともう言いませんが、やはり経験上、2人の監査委員がいらっしゃいますから、例月は毎月あります。それに、決算もあれば定期もありますから、そういった等々の折にですね早め早めに、やはり監査委員さんには報告しておくというような習慣をつけていただきたい。これはもう私の意見でありますので、答弁は要りません。そういうことであります。しっかり頑張ってください。職員の方におっしゃってください。終わります。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。総務課分他にございませんか。次は企画政策課分です。質疑ありませんか。企画政策課分、質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、令和2年度、令和3年度もなんですが、引き続きでコロナ対策、あさぎり町ももちろん全国的な話ですけど、大変職員の皆さん方町長始め御尽力をいただいたと思います。感謝申し上げたいと思います。その中でいろんな事業、コロナ対策の事業と申しますか、対策をやっていた中で、臨時対策、すいません正式名称は要するに交付金ですね。コロナ交付金事業という形でやっていただいていると思いますが、今回のいろんな資料見る中で結局繰越し等も含めて複雑になっておりますが、これらの全体的な令和2年度分のまとめと申しますか、そういったものがもし担当課でなされているのであれば、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですよ。詳細をとにかくお尋ねしようと思いません。要するにコロナ対策の中で交付金事業として取り扱って結果的に財政的にですね金の流れの面から見た時に、コロナ対策という大きなくりの中で、交付金等、町の一般財源との数字がどのようになってるか。これは複雑ですので、もしかすればまだ取りまとめがなされてないんであればですね結構ですが、もしそういうのがもしあればですね、教えていただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。今議員お尋ねのですね、あさぎり町の全体の財政的な中での取りまとめというのは、まだ繰越しもあっておりまして、できておりませんが、昨年からのですね臨時交付金の内訳

につきましては、第一次の交付額が1億1,241万4,000円。それから第2次の交付額が3億8,230万5,000円。これが4億9,000、合わせて4億9,471万9,000円でして、そのあと第三次の交付金が1億9,134万8,000円まいっております。そのうちのですね本省繰越分といいまして、3年度に市町村で使うという見込みにしておりますのが、1億6,120万5,000円となっております。これが現状は交付金の内訳ということになっておるところでありますけれども、それらをですね2年度から3年度にかけてそれぞれの事業にですね一般財源等も充てたりですね、全額交付金で措置している部分等もありますので、それらの小谷議員がお尋ねのその全体の取りまとめというのは現在、事業確定後に行うことになるかと思っておりますので、まだちょっと集約までは至っていないというところです。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。大変多岐にわたっておりますのでですね今課長の御説明、それはそれでやむを得ないと申しますか、まだ繰越し等含めてあるいは令和3年度も非常に皆さん方大変な現場の中でやっておられますので、今の御答弁で結構なんですが、私はですねちょっとあえてこのお尋ねしたかったのはこの決算なもんですからひとまず一つの区切りとして、2年度3年度という経緯、途中というのは十分承知していますが、こういった事業やる時に、すいません今の実態がわからない中で言うのは失礼かもしれませんが、ややもすると、交付金事業の中でやっていく中で、いろいろあって結果的にですね、結果的にこの分が足らんかったから町の持ち出しが増えちゃったねとか、そういうことが往々にしてあることもある。それですねやむなしという部分あるんですが、ということでもう今進行中でできるならばこの3年度でそういった交付金がなくて済むような状況に是非なってほしいんですが、今からのそういう事業を何ていうかな。取りまとめでいかれる段階でですね、そういった部分をしていかないと、最終的に取りまとめた時に交付金事業100%でやったつもりが実は持ち出しがかなり増えちゃったなみたいな話もあるんじゃないかと。私が言ってるのが取り越し苦労であるようにですね願っております。そういう意味でちょっと2年度の末でですね、どういう状況であったのかなというちょっと確認をしたいと、したいというのかできていればお尋ねしたいなと思ったところでございます。ですから是非3年度事業を進める中で、もちろんまず、まず対応をきちんとやっていただくのは大前提ですが、その付近のこともですね、いろいろ、はい、皆さん方が大変なのは十分承知していますが、御配慮いただければというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、昨年度令和2年度ですね、行った事業に関してはほぼほぼ交付金を充てて経過しておりまして、年度末にかけての説明の際にはですね、町の持ち出しはどれぐらいなのかともうちょっとこう身を切って、町の財源を充てても取り組むべきべきではないかというふうなお声もいただいたところではあります。実際、3年度に本省繰越分で予定しております事業に関しましては、臨時交付金だけでは足り得ない部分があるかと思っておりますので、今議員から御指摘をいただいた分につきましてはですね、についてはですね、一般財源の持ち出し等それについてはですね、どのように判断していくかというのは慎重に判断して事業を進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今課長から言っていた部分ですね。はい。それを、それも申し上げたかったんですよ。交付金事業と別枠での町としてのですね、あさぎり町の実態に即したところのそういった町単費の町費の持ち出しも含めての、また事業の組立てというのもまたそれで必要であると思います。それはぜひまた今後まず目の前のコロナ対策はひとまずとして後経済の再生と申しますかそういった部分についてですね各事業体への支援、そういったものは持ち出しを十分、持ち出しを含んだところで十分事業の検討は必要かと思っております。その部分は、それをするなというふうな趣旨で先ほどのことは申し上げたわけですが、いけませんので、本来の交付金事業としてやるつもりが、結果的にというのはですね、やっぱりそこはそこで整理をきちんとすべきだというふうに思っておりますので、そういう趣旨で申し上げましたので、よろ

しくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 答弁は、企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、御指摘といいますか、お話があったような形で考えておりますので、それに執行について慎重に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。副町長。

●副町長（加藤 弘君） 追加答弁ですが、全協の中で、これまで何度かですね途中の経過を御報告をさせていただいているかと思っております。今回繰越しがあるために確定ができてないだけでですね。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他に企画政策課分、なかでしょうか。ありませんかね。はい、それではないようでございますので、企画政策課分はこれで終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時39分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次は、財政課所管分ですが、先ほど小谷議員の質問の中で、財政課に関する質問が出とったように思いますので、このことに関して財政課より御答弁願います。財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。先ほど、小谷議員のほうから御質問がございました年度末において、決算額を想定した財源調整ができなかったのかという御質問だったと思います。これにつきましては、通常のですね年度でございましたら、小谷議員の御指摘のとおり、そういった財源の調整を年度末で行っているところでございますが、昨年度におきましては、新型コロナ、それから7月の豪雨災害におきまして、例年と非常に異なる大きなですね予算編成でございました。そういったことから、決算額を3月時点で想定することが非常に難しく、そのような大きな財源調整ができなかったというのが理由の一つでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございました。昨年度の平年でない特殊事情というのは今課長の御説明、十分納得できるところであります。私はこの話をお尋ねをして確認をしたいのは、もう趣旨はですね前回の先週のですね補正予算のほうにと話を戻ってしまうんですが、基金の問題等々はあさぎり町の長年の懸案であった、長年というかここ数年のですね、という話も聞いております。それまた事実でありまして、それで基金の財調の問題等ありました。そういったことが長年の課題であったという前提で行ったときにですね、一つのチャンスと申しますか、計画的なそういった基金の問題をクリアするこの令和2年度は一つのチャンスだったというふうに私は思っております。前回のような補正予算じゃなくて、令和2年度の年度末の決算前の見込みの中で、これ結果論と言われてしまえばそれまでですが、10億の繰越金であればそこで財調であり特別基金、要するに年度のその年度単年度単年度の剰余金で積立っていくのが基本であります。基金の積立は財調であると特定目的基金であると。というのが私の基本的な考えでありますので、基金からの振替とかいう手法ではなくて、この決算もう済んだ話なんです、決算でありますので申し上げますが、その中でクリアできる話だった。例年、平年時にこういった10億とかいう数字は出てこないわけでありまして、それが私の考えでいきますと財政の規律であるというふうに私は思っております。そういう意味で、もう決算でございますのでそういうことを申し上げます。ですから、そういう計画的な基金運用をやるのであれば、基金運用をやっていく必要があるというふうに感じておられたのであれば、例えばですけど、昨年末、11月12月、災害からコロナがあったのは事実ですが、一般財源の動きというのはその付近で大体見えてくるはずなんです。恐らくそれをその作業をできなかったんじゃないかなと思っております。私の推測ですが。他の業務が忙しかったんであろうと想像しますので、

それを責めるんじゃないくてですね、責めてるんじゃないくて、そういうことで基金の運用、財政の何ていうかな展望を踏まえて、そして必要であれば例えばですけど、5億の特目基金あるいは7億の特目基金、できたんじゃないかというふうには私は感じておりますのでこれを申し上げております。ここで言いたいのはですからそういった計画的、計画性のある執行をやっていただきたいのでそういう協議はなかったのか、検討はなされてなかったのかということを確認をしたかったところであります。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。ただいまの議員の御指摘はもうごもっともなこととして受け止めたいと思います。昨年の年末におけるそういった想定がなかなかこう一般財源の額というのがつかめたはずという御指摘もございました。3月の特別交付税が3月末に入ってまいりますけれども、その額というのはなかなかこう財政のほうでも想定ができません。国県のほうで割り振って3月の特別交付税を交付されるわけですが、その額も例年と比較しまして、2億8,000万ほど多かったと。これも、その時交付の額が通知がされるまでは、なかなかこう想定も難しいというところもございました。そういったのはもう去年の本当に反省すべき点ということで考えておりますので、今後の財政運営におきましてはやはり3月の単年での財源調整というのは、それぞれの目的基金への積立てについても検討して、そのような財政運営を図っていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、先ほどのこの件につきまして今ちょっとお話をさせてもらっていますが、できましたら町長副町長の御見解をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、財政についてはもう財政担当のほうにお任せしながら、随時協議をしていってるところです。今期どのくらいの繰越しができるのか、そういうところは担当しますと大体見えてくるところもあると思いますが、ただどういうことでまたお金が出さなければならないか。そういうことも考えておかなければいけませんので、余り早く基金に繰入れておくと、年度末になって必要なお金が出てくる場合もありますので、そういうことも考えてですね対応したんじゃないかと思います。今課長が申しましたとおり、今の小谷議員の御意見は今後またしっかりと参考にさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 先ほど財政課長のほうが申し上げましたとおり、今年の特交ですね、金額がコロナと災害で通年の年とは違っていたということで、非常にその見通しがしやすい年で、いわゆるこれまでにない見通しがつきにくい。判断がしにくい年だったかと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他に財政課分ございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番小見田です。1点についてお伺いいたします。これは私が毎年お尋ねすることですけれども、ページ33ページのですね財務諸表の作成支援業務委託と、固定資産税台帳システム保守委託料、それと財産に関する調書に関連することです。これ今公共施設の個別計画ももう進められようとする中においてですね、ストックとコストに関しての非常に正確な把握をするためには非常に大事なツールと考えておりますけど、新公会計に完全に移行できるのはいつごろになるのか1点お尋ねいたしたいと思います。それから前ですね給食センターの配送用の車の取得についてありましたけど、その時に取得価格を、買入れ価格を下取り者と相殺した価格で表記してございました。今度の財産台帳はですね物品というところに台数で表記がありますが、その台数の中に金額として見積もってあるならばそういう相殺価格の累積が公用車も含めてそうなのかと。今までの考え方はそういうことで来ているとなればですね、今回新公会計に入っていく場合は、下取り車は下取り車として、売却原価というか、結局売却損か売却益というふうに分離して計算すべきものだと思いますけど、その辺についてですね今の公表がございします平成22年からだが、令和元年までホームページのほうに公表ございますけどその固定資産台帳ですね、一応

物品も載っておりますけどその、それは金額で載っております。その金額はどのような算出でその金額を出しているのか。相殺ではなかろうと思いますけどそこ辺、要するに下取り価格は抜いたところで、固定資産台帳にはあるものと思いますけどその内容についてお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 中村財政課長補佐。

●財政課課長補佐（中村 光成君） それでは私のほうから、今お尋ねの新地方公会計にいつ頃本格的に移行するのかという御質問についてお答えさせていただきたいと思いますが、今質問の中の本格的な移行というのが恐らく日々仕訳のことを言われているのではないかなと、今までですね、ここ数年そのような御質問をいただいておりますので、その方向性でお答えをさせていただきます。今、少し取組のですね過程からまた説明させていただきたいんですけども、29年度からですね、取組を始めまして、ということは28年度決算からですね統一基準で作成をしてきておりまして、まず第1段階としては、この取組を国のスケジュールどおりにやりましたけれども、これを行ったおかげで、資産と負債、コスト等のまず総額の把握ができたというところで第1段階の取組ができた。次にやるべきことは、これを把握していく運営していく上で固定資産台帳、を自分たちでいかに更新していくかですね、その中身を知りながらですね、これは非常に重要と考えておりましたので、第2のステップでそれを自ら行えるようにやってきたということでその取組が今年度で3年目になります。昨年度はコロナで思ったような進捗ができませんでしたので、そういった今ステップを踏んでいると。あといつも言われる各指標の分析につきましても4年分データがたまっておりますので、まだ各他の自治体との比較についてはですねこの指標も様々な課題がありますので、慎重に比較に活用、比較を活用していく必要あるんですけども、あさぎり町の4年間の推移というのはですね、分析できるような状況になっておりますので、そういったことを分析をですね、進めていきたいというふうに考えている今現状でございます。日々仕訳がいよいよこの後ですね、段階的に来ればいくんですけどもやはりこのハードルが非常にですね高いということで、全国を取組状況を見ますと、まだ全国で12%ほどです。これを見てですね、あさぎり町もよその自治体の状況を見てるだけではないんですが、こういった状況の中でやはり課題が様々ございますので、そういったものをどのように克服していくべきかということで、そういった観点もありまして財政課のほうもですね新しく体制が整えられたと考えておりますので、今そういったロードマップの素案をですね課内でつくっているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、2点目の御質問でございますが、公用車の更新の際に下取りをするというその方法についてということでございますが、公用車管理におきましてもこれまで公用車を更新する際には下取り車っていうのをそれぞれその契約、売買契約の中に仕様書に盛り込んで、その下取り価格を差し引いた金額を物品購入費で支出するという契約でさせていただいておりました。この解釈につきましては、地方財務実務提要にその質疑応答集がございまして、いわゆるこれら収入であるべきものは収入、支出であるべきものは支出、歳出予算に組むと。これが総計予算主義の考え方だと思いますけれども、この下取りについて物品を購入する際の下取りについて、その一つの契約として、それを差額分を契約額とするという一本の契約を結ぶ場合には、この、いわゆる収入としての債務債権ですねすいません、債権ですね、債権は発生しないということから、この総計予算主義の適用はされないという解釈がございまして。そういった場合には下取り価格を引いた差額分を備品購入費での予算として計上すべきものであるという解釈がございましたので、そういったことを参考にこれまで下取り価格ということでその一本の契約ということで進めてまいりました。議員から御指摘の新公会計制度でそれはそういった考え方は通用するのかということにつきましてはですね、またこれはまだそこまで詳細に私たちもこう勉強しておりませんので、新公会計の中でそのような処理をした場合に、どういった処理をしていくべきなのかということについては、ちょっと課内でもう少し検証させていただきたいと思います。それから、財産調書の件でございまして、この決算書に添付をしております財産調書につきましては、決算書の補足、補足といいますか、添付する説明資料としてですね、この

様式が総務省の様式で、すいません、政令で指定する様式として定められておりますが、この財産に関する調書の様式についてはまだ物品については台数管理という様式が載っておりますので、今の段階ではそのような様式改定も示されておきませんので、台数管理で示して示させていただいたということです。その固定資産台帳の中での金額につきましては、物品であればその取得金額ということですので、先ほど下取り車を相殺したうちが契約した価格ということで管理をしているというところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） では第1番目のですね公共施設、公会計をどのように活用するかということで、今固定資産からストックとコストについても随分進んでみたいでございませうけど、今回個別計画あたりにですねそういう情報提供がなされて的確に施設の集約とか統合とかにその数字が生かせるものか。その時点まで来ているかということをお伺いしたいということと、それから今課長がおっしゃった今、財産に関する調書に関してもですね、これは我々が読ませていただく議員必携の中においても、えーとですね、近代的財務会計制度から見れば、金銭収集に財産物品、債権債務を含めた総合的、有機的決算制度に改めるべきとの考え方に立ってというふうにやはりそういうふうに今後やっぱり金銭でやっぱり表記するようなことのような指導といいますかそういうような考え方にもう数字変わっていくんではなからうかということで、やはりさっきちょっとびっくりしたんですけどその財産、固定資産台帳にその相殺した取得価格を固定資産台帳に載せてあるというふうことですが公表してある。それは要するに新公会計要するに発生主義で固定資産台帳はつくるものと考えてるんですけど、そこら辺のところについては何ら上部からの指導とかないわけでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。固定資産台帳への記入。記入の金額につきましてはですね、先ほど申し上げましたように契約額、取得した町がお金を出して取得した金額ということで、記載しておりますけれども、そのことで指導っていうのは特にその車取り車っていうのが概念がですね、国、国があるのかどうかちょっとわかりませんが、そういった指導の話は受けたことはございません。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長補佐、坂本補佐。

●財政課課長補佐（坂本 将幸君） はい。個別計画のですね固定資産台帳や公会計の活用についてなんですけども、今回3月にですね策定しました個別施設計画にはがですね直接反映等はですねできておりませんが、これまでもですね各施設の毎年度のコスト等はですね把握をいたしまして、そういった情報をですね計画策定等に反映や施設の運営等の参考としてまいりました。今後はですね、この地方公会計制度による財務書類ですとか固定資産台帳の整備によりまして、減価償却費などの予算上の支出を伴わないコストも把握できますので、より正確なですね施設の運営コストを算定することが可能となるかと考えております。今後はですねこれらの情報を蓄積しまして、さらなる効率的な施設マネジメントにですね活用していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番、難波です。今財務に関してのお話が出ておりましたけれども、約3年ぐらい前にはですね、もう関東のほうの町村では、この日々仕訳っていうのはもう導入をされてるところが多いようです。で、公会計システムで財務諸表作成の業務委託料とか、そういうものに約492万4,000円ということで、支出済額は490万6,000円ということで33ページのほうでは見ておるんですけども、これをですね今決算のことをお話をされてますけれども、今年度から、今先ほど中村課長補佐がおっしゃったように、日々仕訳のハードルが高いということであればですね、そういうクラウドシステムとか、そういうものの活用導入のためにこの委託料っていうのに予算化をされているのか、そういう考えはあられるのかというのをひとつお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 中村課長補佐。

●財政課課長補佐（中村 光成君） はい。まず本年度の予算につきましては、そのような日々仕訳に移行するための費用というのは計上しておりませんが、決算の金額で言いますと、これには財務書類、あと固定資産台帳を更新する上での支援業務も入っておりまして、まだまだこれらに関しては支援をいただく必要もございまして、そういった職員のレベルアップが今後日々仕訳をしていく。ただ日々仕訳に移っても、財務書類を作る段階ではやはり連結等もございまして、支援がいきなりなくなるということはないかと思えますけれども、あとシステムの問題とか、人のですね、各全職員に負担がかかってまいりますので、そういったものでハードルが高いというふうな表現をしましたけれども、一つ一つ課題を解決していく必要があるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、せっかくでしたら、そのように私たち議員がわかりやすくですね把握できるような形の数字が出るような財務システムを活用していただきたいというふうにお願いいたします。答弁は要りません。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。ないですか。次は、農業委員委員会分です。質疑ありませんか。農業委員会分、質疑ありませんか。次は農林振興課分です。質疑ありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番豊永です。2点についてお尋ねいたします。まず決算書の80ページ、林業費の中で、南稜高校林業活動総合支援事業70万というふうになっておりますけれども、森林環境譲与税を財源としたところで昨年度から実施してるということでございましたけれども、林業に関してですね、体験するということは大変いいことだろうというふうに思っておりますけれども、その活動回数、あるいは内容等についてですね今後のどのような効果があるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。それから不用額調書の26ページ、農林水産業費の中の地域の話合い補助金10万円というふうにありますけれども、このことについては、平成2年度は新型コロナの影響によりできなかったということは十分理解をいたしますけれども、このことについては、人農地プランですね。このことの実施については非常にこの地域の話合いが重要だろうというふうに思っております。今後この新型コロナの中でですね、農地集積等について主に話合いをするのが1番だろうというふうに思っておりますけれども、変わって地域の話合いですね、こういったもう今できないような状態の中でどういう対策をとられていくのかと。2点について伺います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。まず第1点目になります。森林環境譲与税をですね活用しながら、南稜高校2年生総合農業科環境コースの生徒を対象とした林業活動ということでですね、令和2年度に実施をいたしております。内容といたしましてはですねチェーンソーとかですね仮払い機の安全技能講習をそれぞれ行っているところです。それから救急救命の関係の講習会もですね予定をしておりましたところですが、それにつきましては、新型コロナの影響で中止になってしまったということです。それとですね、令和2年度に鳥獣被害防止対策事業費の中から歳入として出てきます歳出として出てきましたけど、有害鳥獣被害防止対策協議会、補助金をですね出してしておりますが、その中で国県の補助事業ということでですね大型の囲い罠、ICTを活用した大型囲い罠というものを導入しております。それについてですね、場所が南稜高校の演習林に設置をいたしております、一応大型囲い罠でICTを活用したということですんで、例えば遠隔操作でですね捕獲ができるというようなものです。それがもしも捕獲ができた場合にはですね止め刺しのほうを地元のですね捕獲隊に依頼をいたしまして、そして捕獲をしていくというようなそういった研修を行うということで一応は予定をしておりました。ただ実際獲物がなかったのかどうかということに関してはですね、残念ながら捕獲ができておりません。これについてのですね効果ですが、こういったものをですね身近に実際に体験することで、この高校生がですね、未来の担い手としてですね、地元に残ってもらえるもらえるようなところで貴重な体験ができたんじゃないかというふうに私どもは感じているとこ

ろです。2点目につきましてですが、地域の話合いについて不用額が出ております。これにつきましては、当初の令和2年度の当初予算からすればですね、補正予算で新型コロナの影響を受けて実施ができなかったということで、1回補正予算で減額をしております。ただこの地域の話合いができてない地区というのが3ヶ所ございまして、その分を最後まで実施するようなことでですね計画を立てておりました。ただ結果的に、新型コロナの影響でできなかったということになっていところす。これにつきましてはですね、議員御指摘のとおり、大変今後の人農地プランのですね精度を高めていくこれが1番の今からの担い手にしても、いろんなデータにしてもですね農地の集積にしても、非常に重要となるような部分でございますので、一般質問の際にもですね一部出ましたが、今年はとにかくそれをあと残りの3ヶ所をですね、こなして、そして第2弾としてどこまでできるかわかりませんが、最低限その未実施の3地区の分はやっておいて、そして今度はそれを、それをの制度をですね高めるために、第2弾というのをですね、中身を今度はアンケートとかもとるんですが、その中身にもですねもうちょっとこの実のあるものとして実施をしていきたいというふうに考えているところす。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい、1点目のですね南稜高校の林業の件につきましては、確かに1年目ということ、あるいはコロナの影響もあって、なかなか成果も見えづらいというふうに思いますけれども、当初申し上げましたように、非常に体験経験することはですね、重要なことだろうというふうに思います。おっしゃるとおり1人でも2人でもですね、林業に関する就職あたりができるならば1番いいかなというふうに思うわけすよ。これああやってみてよかったということが成果につながるんじゃないかなろうかというふうに思いますので、ぜひですね今後もっと力を入れてですね、やっていただければというふうに思います。それから地域の話合いにつきましては、確かになかなか難しい部分があるろうかというふうに思いますが、今でもですね地域の話し合いの出席者は少なかったすよね。未実施が3ヶ所という話をされましたけれども、なかなかこの人農地プランの活動計画の内容が、末端まで農家には周知ができてないと思います。そしてですね、新しい農業施策あたりも次々出てきておりますけれども、そこらあたりの情報あたりもですね、もう少しアンケートなり云々という話もありましたけれども、会合がなかなかできにくい中ですすね、そこら辺も何とか検討していただきたいというふうに思います。たばこ農家がですね、もう御承知のとおり廃作というようなことで、球磨郡で40数件、あさぎり町でも10数件の方がやめられるという話を聞いております。その中で、たばこは結果も安定して所得も今まで貢献された部分も大変あります。それに代わる作物等もですね、今後やっぱり早急に検討しなければならないというふうに私は思いますけれども、今までの経営診断とかいろんな施策をやってこられた中で、そこらあたりは町長はどのように今後対策をとられるのかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、先のほうの南稜高校の林業研修で、地元の企業に残るようにつちゅう話につきましてはですね、林業奨学金制度というのがありまして、地元の企業、森林組合がお金を出しまして、大体今2年生と3年生を対象に、毎月1万円の授業料を12か月出しております。そういう効果もあってすすね、地元の森林組合に残る人たちも増えてますので、そういう業界の動きとも連携しながらすすね、議員言われるように、林業に関心を持っていただくような予算の使い方もやっていきたいと思ひます。それから人農地プランについては私はこれは重要なことですすねほんとに皆さん方に制度をしっかりと理解していただいて、そして将来の農業を持続的に継続していくためにはやはり担い手の育成、それから農地の農地プランの中で、もう農業をやめる人から農業を規模拡大していく人に譲渡していきけるような、そういう制度がですねきちっと行っていくように、そういう説明会等もしっかりと開催しながら、できるだけ私も農業のことはまだ分かる部分がたくさんありますので、会合等に必ず出席しながらすすね、農家さんたちの考え方もしっかりと聞いていきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。農林振興課分他にございませんか。次は商工観光課分です。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（５番 橋本 誠君） ５番橋本です。１点のことについて、１点のことについて伺いますが、ページ８２の目商工総務費、節１２委託費、学生応援プロジェクトの委託料についてですが、今回地元の品物を送るということで１０９件の大学生に送られました。このことの説明は非常にわかりますが、まず委託されたと書いてますがどこに委託されたのかちょっとお聞きします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい、ふるさと振興社のほうに委託しております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（５番 橋本 誠君） ふるさと振興社のほうに委託されたんですね。それでですね、送られた時にですね要はですね学生もコロナ禍で大変だったんで町のほうも物産館、物産を送っていただいたんですが、まず学生ですね生の声、アンケート等とかそういうのを送ったのか。何でもかというんですね、ただ品物を送ればいいだけじゃなしに、本当の声を聞いてほしいと。せっかく事業するんであればですよ、そういう声がやっぱり必要なと私は思います。だから今後はですねそういうこともやってほしいし、そのことはどうされたかちょっとお聞きします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。令和２年度につきましては、お手紙をいただいておりますが、アンケートのほうはとっておりません。そのことによりまして令和３年度におきましては、現在共通で使っておりますロゴフォームというフォームがあるんですが、そちらのほうで対応しているように今実施しております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（５番 橋本 誠君） お手紙とかそういうのがもらえばですね生の声が聞ければ、実際はその品物よりも例えば生活必需品が必要だったとか、そういうのがやっぱり子供たちは思いますんで、それとですね私が心配するのはやっぱり帰れない子供たちがですね、例えば心配事や悩み事があるときにですよ、例えば私ところにはですたいふるさと会が３件あるでしょ。三つ、関東ふるさと会、ふるさと会、関西ふるさと会、中部ふるさと会、ふるさと会がありますんで、できればその悩み事とかあればですねそこに連絡するとか、そういう文章も送ってそういうことがしいてはやっぱりね愛郷精神が持ってくれると思いますんで、そういうことばやっていくべきじゃないかなと思います。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい、現在のところやっておりませんが、御意見をいただいて今後進めていきたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。難波議員。

○議員（３番 難波 文美さん） 商工観光課に一つお尋ねします。８２ページです。節１８の負担金補助及び交付金のところです。ここで説明がございました７８０万円の中で、電動自転車を購入したということでしたけれども、これは幸福駅に設置というか、置いてあるということで間違いないのか。台数、そしてその管理などはどのようにされてるのか、お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい、今回、コロナ関係の交付金をいただきまして、９台設置しております。幸福売店のほうに置いておりますので、そちらの指定管理のほうで委託をお願いしているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（３番 難波 文美さん） はい、売店のほうで管理ということなんですけれども、昨年から人流がで

きない状態になってしましましてせっかく購入したこの電動の自転車もですね使われてないのではないかと
いうふうに思います。で、金額はちょっとわかりませんが、数万から数十万するものもあると聞いて
おります。せっかく新しく購入されたものですから、その管理等ですねしっかりとされますように売店のほ
うにもお伝えいただきたいとします。これからコロナ禍が収まって、人流が始まった時にですねきれいな
状態で使えるようにお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。確かに1台約10万円程度しておりますので、貴重なものですので
しっかり管理をしていきたいとします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。ないですかね。次は、建設課分です。質疑ありませんか。
小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です一点お伺いいたします。これは主要な施策の成果説明書の3
3ページでございます。ここにですね橋梁の健全性の診断を行うために、社会資本整備総合交付金事業によ
り249橋の点検を実施し、老朽化による修繕等の必要性について確認したとあります。これが一応橋梁と
の健全度で4区分あると思いますけど、その区分ごとに大体何橋ぐらいあるのか。橋数とですね点検で確認
されました老朽化に対する予防保全、事後保全の具体策はどのように今考えておられるか、その2点お伺い
したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 橋梁点検を令和2年度におきましては、240橋行っております。この区分
につきましてですが、1から4までございます。1については健全ということで、これは機能に支障がない
という状況でございまして、それが146橋、それから2の区分、これが予防保全段階ということでして、
支障は生じておりませんが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態ということで、こちらが
93橋でございました。それから3の区分で、こちらは早期措置段階ということで、機能に支障が生じる可
能性があり、早期に措置を講ずべき状態ということで、こちらが一橋でございます。それから4の区分。こ
ちらは緊急措置段階ということで支障が生じており、緊急に措置を講ずべき状態。こちらはございませ
んでした。昨年度の点検結果3区分の早期措置段階これが1橋ございました。で、点検の結果を踏まえて対策
をおおむね5年以内に講じる必要があるということでございますが、町としましては、前回5年前に行いま
した点検に基づきましてこれまで対策を講じております。そのときの必要な対策については、令和3年度の
設計を予定しておりますが、それをもって対策は全部取りかかっているという状況でございますので、来年度
から昨年度の点検結果を踏まえた対策に入りたいと思いますので、先ほどの1橋については、来年度におい
て設計を行えばなというふうに考えておるところです。あさぎり町におきましては、区分の3及び4です
ねは対策が必要と言われる部分が、ほぼこれまでの対策で通じて終わっておりますので、残りの分につきま
して、2の予防保全段階というのがございますが、こちらについては、今後の状況を見極めながら対策が必
要な部分については、必要に応じて対応していくということで考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 区分2がほとんどのようでございますけど、これにおいてはどのような
現状なのかですね、ひびがいつてるのが分かってるか。少々の劣化等を2とみなしてあるようですが、こ
れについては課内で職員さんで確認するということはできないんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、橋梁の点検につきましては、資格等所有者に持つて行うということでご
ざいますので、現在は委託して行っているというふうな状況でございます。それを最低限5年以内に継続
していくということでございますが、町の職員におきましては現在資格まで持っている者がおりませんので、
今後資格講習等ですね、講習等を受けてその辺の対応ができるという状況になりましたら、職員での対応も

可能かと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） これ以前一般質問させていただいたときに言ったんですけど、橋守というやはりそういう制度もあってですね、これも資格を取ろうと思えば取れるようなことをちょっと聞いておりますので、この簡単な点検あたりに対する資格は講習あたりでとれるのではなかろうかと思いますので、そこら辺をちょっと検討していただきまして調査、そしてできればこの軽微なことについてはもうある程度委託しなくても課内で何百橋ある橋の中ですから、できることはその資格を取っていただいて、課内でできればと思いますけどよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 他町村でそういうことで取り組んでおられるところもあるというふう聞いておりますので、職員で可能な分はそういうふうに対応していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小出議員。

○議員（６番 小出 高明君） はい、６番小出です。８７ページですね住民協働による環境整備資材等支給事業についてですが、説明の中で１３地区で１８件あったという説明でしたが、１８件の取組の中で、地域住民の方による共同作業の材料支給分と、それと業者依頼の数どれだけあるのかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 材料支給しまして純粹に住民だけで対応した分という解釈でよろしいですかね。はい、住民協働事業で例えば道路の舗装だったりする場合ですが、建設機械等々が必要になる場合がありますので、そういう部分については、機械と運転者の資格等もありますのでその部分は業者をお願いして対応している状況です。で、そのあとの例えば資機材等云々については、持ってきた材料を住民の方で敷きならしてもらおう等々行ってもらってるわけですが、全然業者が入ってない住民協働におきましてはですね、３件ございます。そのほかは、道路に関しては３件でございますが、あとはリサイクルステーション、要はごみ収集場ですが、そちらについては割と材料仕入れられて、住民の方で行ってられるという部分もございますので、リサイクルステーションごみステーション関係が４件ですか。についてはおおむね地元の方で行われてるんじゃないかなというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（６番 小出 高明君） はい、私この事業をですね今まで区長さんが届出をして、住民の方がそれぞれ材料支給があつて、共同で作業しているという事業だけと置いていたわけですが、いろいろちょっと業者が、業者任せにしているという面もあると聞いてますので、私はそういう事業をするならば、別の名称でですね、何か違う協働によるこの環境整備資材等支給事業じゃなくて、そういう業者任せにするなら、その中でまた別の枠をつくるべきじゃないかなということで、今回質問させていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、いろいろ整備していただく中でですね、やっぱり人力で対応できる分、あるいは機械等が必要になってくる部分とありますので、なかなか住民の方だけで対応するっていうのは、現在の状況ではなかなか難しいのかなという部分もございますので、その辺をうまく活用していただいてですね、住民の方が地域で取組やすいような方向で持っていければというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ないですか。最後は上下水道課分です。質疑ありませんか。他にありませんか。各課について質問いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があれば、ここで受けたいと思います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） 総務課に１点だけ漏れておりましたんで、先ほど８番議員からもお話があったように職員の懲戒であったりというお話がありましたが、実は昨年に私は一般質問をして、内部統制の導入をしたほうがいいんじゃないかという話をしました。当時の総務課長は検討するというお話でしたが、

やっぱりこの内部統制っていうのは、組織の中でですね皆さん方の組織の中でのチェックをしっかりとやっていくという制度でありますから、これをやるとですね、やっぱり職員の不祥事であったり失念であったり、そういったことがなくなってくるわけですね。そういう、そして職員の皆さん方の働きやすい環境ができ上がるわけで、この内部統制の導入というのがどこまで進んでるのかということを確認したいんですが。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、内部統制の検討、導入の状況ということでございますが、まだ現在のところ内部ですね、検討導入状況までにはちょっと至っていないというのが現状でございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） これわあ、昨年の4月からですね都道府県、あるいは政令指定都市はもう導入が義務づけられてるわけですね。他の自治体のについてはおおい、その義務では今んとこありません。しかしながら導入をもういずれは総務省から言ってくるだろうと思います。こういったことはですね、やっぱり前向きに私は検討されるべきじゃないのかなと。自分たちのためですよ。これは、こういった制度というのは、非常に新しい制度に取り組むというのが私は行政をうちの場合よその町村知りませんから、取組が遅い。公会計にしてもしかり。施設の個別計画にしてもしかり、非常に再三再四やっぱり議会で言ってきてようやく動き出した。新しいものに対してこれは皆さん方のため、そして町民のためにもなるわけですね。やっぱり不祥事をおこせばこれは結局は町民が損害を被ることで迷惑を被ることになるんで、こういったことについては積極的に私は取り組んでいただきたいと思います。企業はこういったことは会社のためになることであり社員のためになるんだったらもうこれはすぐにでも取り込むのが企業だと思うんですね。町長は企業人でもありましたんでその辺りはですよ私は逆に尻叩いてでもやっぱり検討せよってぐらいの私は指示を出してもいただいてもいいんじゃないのかなというふうに思いますが町長のお考えを聞きたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。内部統制という一つのルールをつくっていくということだと思うんですが、その辺のところは私もちょっと勉強不足ですので、ちょっと資料をよく読んでみたいと思います。またそれが有意義なものであれば活用していきたいと思います。今私が取り組んでるのは、朝礼、この前も9月の1日に朝礼を行いました。コロナ禍でしたので屋外で行いましたけども、その都度その都度にですね、やっぱり職員さんたちにいろいろ同じ職場で仕事する者同士としてのやっぱり心得というようなものも自分の経験を踏まえて話をさせてもらってますし、また仕事が徴収漏れとか、あるいは交付金を配布漏れとか、そういうものがないようなやっぱりチェック機能をつくる上でもですね、私たちが自分たちでやってきたようなこういうやり方もあるよというようなこともですね朝礼等で今皆さんに示しながら、どれだけ参考にしてくれるかわかりませんが、でもそういうふうに朝礼等で行ったり、機会があるたびに職員たちには説明をするところです。決裁等に来たときもですね、いろいろ話をしながら、そういうようなアドバイスをしたり、というような、ある意味内部統制というのがハード的なものであるとすれば、ソフトタッチで皆さんたちの心に響くような指導も必要ではないかというようなことでそのようにしております。内部統制についてはまたしっかり勉強させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 主任は財政課と思いますが、各種団体補助金というのがあるかと思います。あるいは各種団体に限りませんが他の補助金も含めてですけど、ですから令和2年度は先ほどから言われますとおり、コロナであったり災害であったということで各種団体の皆さん方もですね予定された、計画された事業等の実施がなかなかできない面も多々あったかと思います。結果としてですね補助金の交付、予算上の補助金、それから交付申請決定の補助金、それと最終的な、何ていうかな。事業内容の実態がマッチしないケースが多々あるかと思います。要するに事業ができないとかですね。そういった場合の補助金の町からの補助金ですね。その取扱い方、そういったものはどのようにされているか。例えば年度内でちょっと

再検討して今返還をされるのか、場合によってはですね。あるいは、新年度、令和3年度の予算の相殺というかそういうことをやるのか。とにかくいろんなケース考えられますが、そういうのをどのようにされてるのかと、もう一つはそのときに統一したそういうやり方の考え方が整理をされているのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、各種団体の補助金の取扱いについての御質問ですが、昨年度は議員申されたように、新型コロナウイルスそれから7月豪雨によりまして、各種団体の事業が出来ていないということも把握をができるところでございました。概算で交付しておりました補助金につきまして、事業の遂行状況によって返還が必要だろうと、必要だということで結論的から申しますと、各種団体からの補助金をですね、各種団体の補助金を返還を年度内にしていただいたということでございます。返還額の算定につきましては、昨年度におきましては、年度末近くなりました時に、各種団体の予算執行状況等の御報告をいただきまして、翌年度への繰越し見込額というのを試算をいたしまして、その額とその前年度の繰越し額等の差額分、これがコロナの影響によって行事が中止になった、その影響額ということでその額を返還をしていただくということで決定をしたわけでございます。通常例年でありますと、各種団体の補助金、補助金要綱に沿って概算交付をいたしまして、その事業実績、実績報告を出していただいて各補助金の確定という流れが通常のところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。実はこの話をちょっとここで確認をさせていただきたいと思ったのは、ある方からですねある団体、自分が所属する団体は、事業はほとんどできなかった。そのできなかったこと自体はこういう状況だからやむを得ないけど、だけどその中で、町の補助金はほとんど変わらずに、そしてその金は結局何かにといいとその団体の役員さんの俗に言う人件費と申しますか、報酬費弁等々で事業の実施がほとんどできてない時に、町の補助金はそのままよかつかなというそういう疑問がお尋ねが私にありました。で、その団体さん私正確な中身わかりませんので、一概のことは申し上げられませんからそれちょっとということでその資料を見せてもらって数字上は確におっしゃるとおりの状態だったんですよね。あとそのあとの精算等があるかもしれませんが、ですからちょっとここで確認したかったのはそういうのがきちんと町の方針として整理をされてて、どの団体に関してもですよ。何かこう、それこそ公正な考え方、それがきちんと整理されていればもうそれで結構かと思います。今の財政課長のほうからお答えがありましたので、それでこの場合は結構なんですけど、要するに事業に対しての部分の補助金等もかなり町として出す。こういった事業されるという申請があつてですね。結果としてその事業がなされてないのに、当初予算、予算とか当初の補助金とそのまゐっているのはおかしいんじゃないのっていうのが、その趣旨だったんですよね。その方のおっしゃることはですね。そういう部分が実際ありましたのでこの場でお尋ねしました。一つ一つのケースは私は把握しておりませんので一概に申し上げられませんので、要するにそういう部分で、令和2年度はそういう特殊な年度であったということを含めて、それで住民の皆さん方の中で、自分が所属している団体等々に関しての関心もある。その団体の中でのいろんな議論もあつてんだろうと想像しますが、そういうことありますので改めてちょっとここで確認をさせていただいたところであります。先ほどの財政課長の答弁を全それぞれ所管する部署でですね実行されているのであればそれで結構かと思います。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、この各種団体補助金でございますが、23団体に交付をしておまして、そのうち15団体から返還をいただいたということでございます。残りの団体につきましては影響、コロナの影響による事業の中止、そういったものの影響が少なく、例年どおりの繰越し見込額であったというようなこともございまして、これにつきましては、全ての団体の執行状況等の資料を持ってですね補助金等審議会のほうに今その返還額についての諮問を行っておりまして、1団体1団体説明をいたしまして、全団体

の町が答申することにいたしまして、町が諮っていただく団体につきまして、全部そのように承認をいただいたと。返還額については承認をいただいたということで伺っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にありますか。ないようでしたらここで10分間休憩をしたいと思いますますがよろしいですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） はい、それではここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時54分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第23号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第2、議案第23号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、令和2年度水道事業特別会計決算書を説明させていただきます。決算書の3ページをお願いいたします。令和2年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段、第1款水道事業収益、右側の決算額3億9,449万7,570円でございます。下の枠の支出の最上段、第1款水道事業費用、右側の決算額3億5,936万7,331円を支出しております。これは税込み金額となっております。この詳細につきましては、19ページをお願いいたします。収益費用明細で、これは税抜きで表示しております。収入の部としまして、目の上段の1目給水収益、節1水道使用料は、1億9,863万2,085円となっております。過年度分を含めた税抜収入額は、昨年度と比較して約1.6%の減となっており、これは主に令和2年7月豪雨による水道料金の減免を行ったことによる減収でございます。目の最下段、3目他会計補助金、節1他会計補助金は、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入金となります。20ページをお願いいたします。目の最上段、4目長期前受金戻入、節1長期前受金戻入は、工事等で資産取得する際に得た補助金等のうち、今年度減価償却見合い分を計上したものでございます。また、受益者の皆様からの分担金も含まれております。次の6目雑収益、節2その他雑収益は、主なものとしまして、落雷にて被災した新深田浄水場の公有建物災害共済金を収入しております。7目資本費繰入収益、節1資本費繰入収益につきましては、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰入金で、旧簡易水道事業債償還元金に係る分となります。次の3項特別利益、2目過年度損益修正益につきましては、令和元年度分確定消費税額の算出により、差額分を収入しております。収入につきましては以上です。21ページをお願いいたします。支出でございます。目の上段の1目原水及び浄水費、節14委託料につきましては、水質検査や滅菌設備の維持管理、水道施設保守点検委託等を行っております。節17修繕費は主なものとしまして、7月豪雨による被害の修繕のほかに、岡原第1浄水場水源井戸の更正などを行っております。22ページをお願いいたします。最上段の節23薬品費は、水質管理のための薬品購入となります。次に、2目配水及び給水費、節の中ほどの節10燃料費につきましては、7月豪雨により被災した水源地の取水のための発電機の燃料代が主な支出です。節14委託料につきましては、主なものとしまして、水道施設電気保安業務や配水池等の清掃業務を行っているものでございます。23ページをお願いいたします。節17修繕費の主なものとしましては、約半額が量水器の交換で、そのほかに漏水修繕や岡原第1浄水場送水管修繕などに支出しております。25ページをお願いいたします。目の中ほどの5目業務費、節2委託料は、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託を水道事業分と下水道事業分として業務案分で支出しております。6目減価償却費の節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ27ページと28ページに明細書を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと

思います。7目資産減耗費の節1固定資産除却費は、配水管布設替工事により、取替え前の配水管等を除却したものでございます。節2棚卸資産減耗費は、使用不能になったサドル分水栓などを除却したものでございます。26ページをお願いいたします。目の上段の1目支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息に支出したものでございます。目の中ほどの4目災害による損失、節1、委託料につきましては、7月豪雨にて被災した岡原第1浄水場送水管と配水池配水管の災害復旧工事設計業務を委託したものでございます。次の5目過年度損益修正損につきましては、漏水減免による還付分となっております。前のほうの4ページに戻っていただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。まず、収入の最上段、第1款資本的収入につきましては、右から3列目の決算額2億963万5,230円でございます。右の第1項企業債につきましては、令和2年度も引き続き免田地区の配水管布設替工事を行っておりますので、事業費の財源として決算額9,180万円を収入しております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として建設改良費と償還元金の不足分に充てております。また、第3項の工事負担金は、布設替工事に伴う消火栓の更新と、新設分を一般会計から負担金として受入れているものです。第5項補助金につきましては、免田地区配水管布設替工事で、重要給水施設配水管として生活基盤施設耐震化等交付金を収入しております。支出につきましては、下の枠の中ほどの第1項建設改良費は、免田地区配水管布設替工事が主なものでございます。第2項の企業債償還金は、起債償還の状況を30ページから32ページに掲載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。次に、下の枠の欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して8,882万3,256円不足しております。記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。6ページをお願いいたします。1番右の列の2行目及び最下段の当年度純利益及び当年度末処分利益剰余金は2,539万755円でございます。7ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金等の増減をあらわしたものでございます。8ページをお願いいたします。令和2年度水道事業会計剰余金処分計算書案でございます。当年度末処分利益剰余金を議決いただきまして処分させていただくものでございますが、表の1番右側の上から3行目、2,539万755円の未処分利益剰余金を減債積立金として処分させていただくものでございます。本案のとおり処分させていただきますようよろしくお願いいたします。9ページをお願いいたします。水道事業会計の貸借対照表でございます。9ページ右下段の資産の合計と11ページ最下段の負債資本合計はともに46億2,222万8,249円となっております。14ページをお願いいたします。令和2年度水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけて、業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を記載しております。詳細の説明につきましては省略させていただきます。18ページをお願いいたします。令和2年度キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、会計にどのくらいお金があるかをあらわしております。これによりまして、年度内の資金増加額は下から3行目3,812万8,615円資金期末残高は、最下段5億2,643万4,223円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第3 議案第24号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第3、議案第24号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。中神上下水道課長補佐。

●上下水道課課長補佐（中神 啓介君） はい。令和2年度下水道事業特別会計決算書を説明させていただきます。下水道事業は、令和2年4月より公営企業会計移行し、決算報告の様式方法が変わりましたことを申し添えます。決算書の3ページをお願いいたします。令和2年度下水道事業会計決算報告書の収益的収入及

び支出でございます。収入の最上段、第1款下水道事業収益、右側の決算額6億5,118万8,073円でございます。下の枠の支出の最上段、第1款下水道事業費用、右側の決算額5億8,360万731円を支出しております。これは税込みの金額となっております。この詳細につきましては19ページをお願いいたします。収益費用明細で、これは税抜きで表示しております。収入の部としまして、目の上段の1目下水道使用料は、節1の突貫下水道使用料は、1億7,056万3,260円。節2の簡易排水施設利用料は、56万8,500円となっております。2目の雨水処理負担金は、総務省通知による基準内繰入額となっており、一般会計からの負担金として受け入れるものです。3目の他町村下水道流入負担金については、錦町からの汚水流入負担金として受入れているものです。営業外収益につきましては、次のページで御説明いたします。20ページをお願いいたします。2目の国庫補助金につきましては、各御家庭の下水道接続に係る排水設備助成金事業費の2分の1を補助金として受入れているものです。次の4目他会計補助金、節1突貫下水道他会計補助金につきましては、総務省通知による基準内繰入と基準外繰入を一般会計からの繰入金で分流式下水道に要する経費や償還金利息などに充てております。節2簡易排水施設他会計補助金につきましては、簡易配水施設に係る経費で、使用料で賄えない部分を一般会計から繰入しております。次の5目、長期前受金戻入の節1、国庫補助金長期前受金戻入から節3分担金長期前受金戻入につきましては、これまでの工事等で資産取得する際に得た補助金や受益者の皆様からの分担金の今年度の償却に見合う額を長期前受金戻入として計上したものでございます。次の7目そのほか営業外収益、節2その他、そのほか、雑収益は、刷普通預金利息の収入と令和2年度確定消費税について、借受け消費税と仮払い消費税の差額を経理上の処理として計上しております。収入につきましては以上です。21ページをお願いいたします。支出でございます。支出に関する説明です。目の上段の1目污水管渠費、節1から節5につきましては、職員1名分の人件費を支出しております。表の中ほどの節13委託料につきましては、下水道施設保守点検委託料として、主なものはマンホールポンプ46基の保守点検を行っております。節16修繕費の主なものとして、マンホールポンプのオイル交換やマンホールポンプ故障時の修繕などを行っております。22ページをお願いいたします。最上段の3目簡易排水施設につきましては、深田の草津山地区に設置している浄化槽の維持管理費用に支出しております。4目総係費の節1給料から次のページ、23ページの節7法定福利費引当金繰入れ額までは、職員3名の人件費で人件費を支出しております。24ページをお願いいたします。目の中ほど、5目業務費、節18委託料は、量水器検針業務を水道事業分と下水道事業分として業務案分で支出しております。次の節33排水設備助成金は、下水道接続者への助成金として26件に助成しております。次の6目流域下水道維持管理負担金につきましては、下水道処理場へ流入する令和2年度計画水量分と資本費負担分を合わせた額を支出しております。7目減価償却費の節1有形固定資産減価償却費及び節2、無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ26ページと27ページに明細を載せておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。最下段の2、2項、営業外費用につきましては25ページをお願いいたします。目の上段の1目支払い利息及び企業債取扱い諸費につきましては、企業債償還利息を支出したものでございます。目の中ほどの5目、節1の過年度損益修正損につきましては、漏水により減免したものとなっております。次の6目、その他の特別損失につきましては、企業会計へ令和2年4月1日に移行いたしました。令和元年度分特別会計を3月31日で打切り決算とすることにより、移行初年度のみの支出処理であります前年度分の消費税と賞与引当金相当額を支出しております。それでは、前のほうの4ページに戻っていただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段、第1款資本的収入につきましては、右から3列目の決算額2億2,035万5,500円でございます。次の第1項企業債は、令和2年度は舗装復旧工事と流域下水道建設負担金の事業費の財源並びに資本費平準化債として、決算額1億1,470万円を収入しております。第2項、出資金につきましては、一般会計からの繰入金として、建設改良費と償還元金の不足に充てております。第4項の補助金は、舗装本復旧工事への国庫補助金として収入しております。第5項の分担金は、下水道への接続された受益者の分担金として収入しております。第7項の基金は、下水

道事業減債基金を5,000万取崩して償還元金に充てております。下の枠の支出につきましては、第1項建設改良費の決算額3,088万4,798円ですが、主な工事内容は舗装工事復旧工事と公共汚水ます設置工事でございます。第2項の企業債償還金は、起債償還の状況を29ページから42ページの企業債明細書に期しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。第3項の投資につきましては、下水道減債基金の利息を収入として受入れております。5ページをお願いいたします。上段のほうに記載しております内容ですが、先ほど4ページの資本金収入額が、資本金支出額に対し、2億1,653万9,783円が不足しております。記載のとおり引継ぎ金及び当該、失礼しました。当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金で補填しております。続きまして6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当年度純利益は7ページをご覧いただきたいと思います。右側の下から4行目のとおり、7,224万4,817円でございます。当年度未処分利益剰余金は同額となっております。8ページをお願いいたします。8ページは剰余金計算書でございます。剰余金等をあらわしたものでございます。令和2年度より公営企業会計へ移行いたしましたので、前年度との比較がない表となっております。9ページをお願いいたします。令和2年度下水道事業会計剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金を議決いただきまして処分させていただくものでございますが、表の1番右側の下から2段目、5,158万2,334円の未処分利益剰余金を減債積立金として処分させていただくものでございます。なお、次の段の繰越し利益剰余金2,066万2,483円につきましては、決算書5ページで説明いたしました、令和2年度資本金収入と支出の不足分に充てさせていただいております。本案のとおり処分させていただきますようよろしくお願いいたします。10ページをお願いいたします。下水道事業会計の貸借対照表でございます。10ページ右の下から2行目の資産の合計、11ページをお願いいたします。最下段の負債資本合計はともに110億9,109万7,848円となっております。14ページをお願いいたします。令和2年度下水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけて、業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較等を掲載しております。内容の説明等については省略させていただきます。18ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等、失礼しました。現金等々ものの増減を1会計期間で示したもので、キャッシュフロー計算書で会計にどのくらいのお金があるかをあらわしております。これによりまして、年度内の資金増加額は、右下3段目6,298万2,450円、資金期、資金期末残高は、右下最下段の9,843万8,791円でございます。以上をもって説明を終わらせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それではここで、下水道使用料賦課漏れ徴収状況について御説明をさせていただきます。ただいま表をお送りいたしましたのでご覧をいただきたいと思います。御手元の資料では賦課漏れを調定しました年度ごとに集計をしております。賦課漏れとなった世帯におかれましては、納付についてよく御理解をいただきまして、多くの御家庭でおおむね計画どおりに納入をいただいております。右側の欄に、令和元年度と令和2年度の納付率を上げておりますが、いずれも納付いただいた分、上昇をしております。下のほうの令和2年度分につきましては徴収に至っておりませんが、納付については十分御理解をいただいております。新型コロナウイルス感染症の影響等による収入減等によりまして、今現在納付が厳しいといった状況を伺っております。今後とも分割納付等のお願いをしてみたいと考えております。下水道使用料賦課漏れ徴収状況につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点お尋ねします。令和2年度も下水道予算の中で先ほどの御説明では平準化債を発行されてるというふうに聞きました。以前私平準化債の扱いについてこの場でお尋ねしたことあったんですが、平準化債は今後も該当する場合については全て、全てと申しますか平準化債を利用、利用するというか、そういう前提下下水道会計の財政運営も行っていくかという考え方というふうに理解し

てよろしいのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、資本費平準化債につきましては、企業債の元金償還の期間と実際の下水道処理施設の減価償却期間が異なっておりまして、減価償却期間のほうが長いために、当該年度の企業債償還額相当額と減価償却相当額との差額について発行が認められた地方債でございます。本年度で9,180万円だったかと思いますが、借入れを行っております。以前の議会の中でも答弁した記憶もございましたが、担当課としましたら、借りなくてよければですね借りないほうが良いというふうな基本的な考えは持っておりますが、こちらを借りないとしめすとその分ですね使用料でございますとかまた繰出金等で賄っていく必要があるものでございます。それぞれのメリット・デメリットがあろうかと思いますが、メリットとしましては、基準外の一般会計の繰入金を減少できるといったところでございます。また交付税措置もあっております。デメリットとしましてはもう当然ですね、借りた分はその分起債償還、先々まで延びてしまうと。またその分ですね利息分の支出は増大するものと想定をしております。また今後ですね、人口減少等で収入も減少していくと、そういった中での償還となりますので、そういった点では厳しい状況も想定されます。この平準化債につきましては、今年度経営戦略も策定をしているところでございます。そういった中でも当然検討してまいりますし、また今後、財政課とも十分協議をしまして、今後の取扱いにつきましては検討させていただきたいと考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今、課長御説明いただいたデメリットの部分の最後のほうでおっしゃった下水道債平準化債、大変償還期間長うございます。今人口減、世帯数減その中でどちらか一方的に絶対どちらが良いとかいうことは申し上げるつもりございませんが、なるべく後年度負担は減らす方向で、以前、以前とこれもまたこの前の基金のお話の時に出了んですが、現在余裕がある時、余裕というところとちょっとすみません、表現があれですけど。基金等が財政的に負担が可能であればですね、いろんな繰上償還等も考えたりする余地もあるかに思うんですが、他の起債も含めてですね。そういった中で、これは繰上償還じゃなくて逆に借換えをするわけですね、平準化債。償還を延ばす。現在の財政状況が、いいとは言えませんが例えばこの前の話です。基金の問題等含めた時に、あえて過疎債であり通常の下水道最後償還期限が来た時に、償還の時に、借換えをしてまた後年度に負担を残すというこの平準化債の考え方があさぎり町にとって本当に適したものか。ちょっと以前私20年30年つちゅう話をした時に、ちょっとその先のことはわからんという発言もありましたが、私はどうしても先ほど言いました人口減等々を考え、想定をした時にですね、そういう制度があるから活用するというのももちろん一理あるんですが、あえてそうするメリット・デメリット先ほど課長が説明されましたが、私はデメリットというかそのほうが大きいというのは、もうずっと思ってます。先ほどまた今度のいろんな計画、計画づくりの中で検討するとおっしゃいましたので、その付近は是非下水道会計のみの考えじゃなくて、あさぎり町の財政問題あるいはあさぎり町の後年度の次の世代の負担等々を考えた時にですね、何、どちらが良いのかをですね検討してもいいんじゃないかというふうに思っております。これは今後ぜひ御検討いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。ただいまの小谷議員の御意見等も十分考慮いたしまして、今年度、また今後の財政課との協議、そういった中で十分に検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時31分 散 会